

平成29年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 （第4号）

平成29年3月9日（木曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（19名）

1 番	林	晴 道	2 番	高 橋 秀 典
3 番	米 本 弥一郎		4 番	有 田 恵 子
5 番	宮 内	保	6 番	磯 本 繁
7 番	飯 嶋 正 利		8 番	宮 澤 芳 雄
9 番	太 田 將 範		10 番	伊 藤 保
11 番	島 田 和 雄		12 番	平 野 忠 作
13 番	伊 藤 房 代		15 番	向 後 悦 世
16 番	景 山 岩三郎		17 番	滑 川 公 英
19 番	佐久間 茂 樹		21 番	高 橋 利 彦
22 番	林	正一郎		

欠席議員（3名）

14 番	林	七 巳	18 番	木 内 欽 市
20 番	林	俊 介		

説明のため出席した者

市 長	明智 忠 直	副 市 長	加 瀬 寿 一
教 育 長	刃 田 哲 雄	秘書広報課長	飯 島 茂

行政改革推進課長	浪川 昭	総務課長	加瀬 正彦
企画政策課長	横山 秀喜	財政課長	伊藤 憲治
税務課長	渡邊 満	市民生活課長	大木 廣巳
環境課長	井上 保巳	保険年金課長	高木 松夫
健康管理課長	浪川 勝子	社会福祉課長	岩井 正和
子育て支援課長	大矢 淳	高齢者福祉課長	宮内 隆
商工観光課長	向後 嘉弘	農水産課長	宮負 賢治
建設課長	加瀬 喜弘	都市整備課長	川口 裕司
下水道課長	高野 和彦	会計管理者	島田 知子
消防長	品村 順一	水道課長	加瀬 宏之
庶務課長	角田 和夫	学校教育課長	石見 孝男
生涯学習課長	高木 昭治	体育振興課長	加瀬 英志
監査委員局長	高安 一範	農業委員会事務局長	相澤 薫

事務局職員出席者

事務局 長	阿曾 博通	事務局 次長	花澤 義広
-------	-------	--------	-------

開議 午前10時 0分

○議長（佐久間茂樹） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び議会だより取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

ただいまの出席議員は18名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（佐久間茂樹） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 林 晴 道

○議長（佐久間茂樹） 通告順により、林晴道議員、ご登壇願います。

（1番 林 晴道 登壇）

○1番（林 晴道） 皆さん、おはようございます。この中継をご覧の方々も併せておはようございます。1番議席の林晴道でございます。

今定例会におきまして、佐久間議長より一般質問の許可がありましたので、皆さんの貴重なお時間をいただき、事前通告に従いまして市民の命と幸せが一番との観点で質問をいたします。

初めに、宮内庁は昨年8月、天皇陛下が象徴としての務めについての考えを示されたビデオメッセージを公表しました。ご高齢の陛下は、次第に進む身体の衰えを考慮するとき、全身全霊で象徴の務めを果たしていくことが難しくなるのではないかと案じられていると表明され、生前退位には直接言及されないものの、その意向を強くにじませた気持ちを表明され

ました。その後、政府の有識者会議において論点整理を行い、国会で議論がなされております。すめらみいやさかお祈り申し上げます。

さて、いまだ地方の景気も低迷する中、皆さんの暮らしはいかがでしょう。今後、本市の財政もより一層厳しくなることが予想されますので、事業計画や財政状況をしっかりと見きわめて、守るもの、攻めるもの、それから我慢いただくものなど、メリ張りのある取り組みが必要です。

僕は、この旭市に生まれ育ったことに大きな誇りと喜びをもって精いっぱい活動をいたしております。執行の皆さんにおかれましても、旭市、何よりも市民お一人おひとりのために一致協力のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、1項目、道路問題について。

本市の道路延長は、国道、県道を合わせ約118キロメートルで、市道が1,095キロメートルとなっています。現在、旭中央病院周辺の渋滞解消のため、旭中央病院アクセス道南北線を国道126号線から東総広域農道までの区間を、早期完成を目指して整備を進めています。道路は、交通の利便性の向上や歩行者の安全性の確保を図りつつ、将来の旭市の発展を見据え、計画的に整備していく必要があると考えます。

近年増大した大型車の通行により、傷んだ道路を計画的に維持管理していくことも今後の大きな問題になろうと思います。また、歩道については、48.2キロメートルと市道の1,095キロメートルに対し4.4%の整備率です。近年の車両の大型化等により、歩行者の歩行幅が狭くなってきている状況があり、交通安全対策として市街地道路への歩道の設置が必要であると考えます。

そこで、（１）各地区からの要望について。

現在、本市では147の行政区と9の自治会がございますが、それら156地区からの道路整備の要望に対し、平成29年度の整備予定状況を合併前の旧旭・海上・飯岡・干潟の地域別にお尋ねいたします。

1項目の（２）旭中央病院アクセス道南北線について。

本路線は、国道126号から東総広域農道までの区間で未整備であり、慢性的な交通渋滞が発生し、緊急車両等の通行に支障を来しているため、早急に整備を行う必要があると考えますが、本市の見解を伺います。

また、本路線総延長の未整備の長さ、そのうちの用地購入済みの長さをお尋ねいたします。
次に、2項目、農業問題について。

現在、日本の農業は農業従事者の高齢化や後継者不足などの多くの問題を抱えています。日本の人口の３％に満たない約300万人の農家が日本の食料の大半を支えているそうです。農業を行っている人々の平均年齢は65歳を超え、後継者不足により埼玉県と同じくらいの面積の耕作放棄地が広がっていると言われています。

先般、広報あさひ２月１日号にある市長の随筆を胸躍らせながら拝読いたしましたところ、平成26年の統計数値によると、本市の農業産出額は514億円で県内１位、全国市町村の中でも６番目で、全国にも存在感が大きく上がっており、この国の農業の先駆的な役割を担っていると、誇らしく筆をとられておりました。

しかし、本市の農業従事者からは経営面において大変厳しいとの声を多く伺い、もうからないとの理由から後継者が育ちにくい状況であると考えております。

そこで、（１）農業施策について。

先般の広報あさひ２月１日号にある市長の随筆には、生産者、行政、農協などと協力し、農業を発展させていくとありますが、その具体的な取り組みについて、明智市長のご見識を求めます。

次に、３項目、コミュニティバスについて。

これは、高齢者などの交通弱者と言われる人々の交通手段を確保し、市民の積極的な社会参加及び公共交通の充実を図り、市民の便利な足として市内全域において運行を行っておりますが、人口減少等による利用者の減少が大きな問題になろうと思います。

また、現在の利用状況は、通院や通勤・通学など、病院それから駅を中心とした停留所の乗降者が多く占めているようです。今後も高齢化による交通弱者の増加への対応や公共施設を結ぶ交通手段として、運行ルートの見直し等を行いながら、利便性を確保するとともに効率的な運行を図ることが必要であると考えます。

平成27年の９月議会において、オープン前ですが、道の駅へのコミュニティバス停留所設置について質問をいたしましたところ、積極的に検討していきたいとの答弁をいただいておりますが、開業後１年半を過ぎる中でも何も動きがないように思えます。

そこで、（１）運行の状況及び見直しについて。

道の駅は本市の重要な施設でありますので、再度コミュニティバスのバス停設置について本市の見解を求めます。

また、公共交通網形成計画を策定するとのことですが、その趣旨をお尋ねいたします。

次に、４項目、児童・生徒の安全確保について。

全国的に学校内における児童・生徒の安全に関する取り組みが大きく広まり、学校安全に関して多方面にわたり対策が講じられております。しかし、それでもなお、小・中学生をはじめとした子どもたちが悲惨な犯罪に巻き込まれる事件が後を絶たないのが現状です。

学校は児童・生徒が集い、人と人とのふれあいにより人格の形成がなされる場であり、学校という場において、児童・生徒が生き生きと学習や運動等の活動を行うためには、児童・生徒の安全確保が保障されること、これが必要不可欠ではないかと思っております。

本市においても不審者情報が後を絶たず、市のホームページによりますと、平成25年には46件、平成26年、30件、平成27年、50件、平成28年、35件と多数の情報が寄せられています。

そこで、（１）安全確保の状況について。

本市の具体的な取り組みを伺います。また、本市における不審者情報の内容について、具体的にお尋ねをいたします。

最後に、５項目、飯岡しおさいマラソンについてお伺いをいたします。

東京マラソンをきっかけに、市民マラソンブームが広がったと言われております。陸上競技と無縁だった老若男女がフルマラソンの完走を目指すのはもう珍しくない状況で、地域おこしの期待を背負ったイベントも増え、マラソン大会は飽和状態にあると言われております。人気の高い大会には応募者が集まるが、参加者集めに苦勞する大会もあるなど、供給が需要を上回るデフレ現象が起き始めています。限られたパイを複数の大会で取り合うため、勝ち組と負け組が鮮明になり、赤字になるマラソン大会が出現しているようです。

そんな中、旭市飯岡しおさいマラソン大会が今年も２月５日日曜日に開催されました。コースは、市内の海岸に面した平たんな折り返しで、走りながら九十九里海岸の潮風を肌で感じることができ、旭市産のイチゴや郷土芸能の披露など、おもてなしを前面に掲げた大会でありました。

そこで、（１）開催状況について。

今年度の定員数に対しての参加者数及び市内、県内、県外の内訳、並びに昨年と比較して増減とその理由を伺います。また、近隣でも同様にマラソン大会が開催されていますが、その状況等についても詳しくお尋ねいたします。

以上、５項目６点の質問を、この旭市に育てていただいた恩返しの気持ちを込めましていたしました。

なお、再質問につきましては自席にて行いますが、執行部においては、これからの担い手である若者から、これまで長年社会に進展、寄与していただいたお年寄りまでが理解できる

ような優しい答弁に努めていただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 林晴道議員の一般質問にお答えをしたいと思います。

私のほうからは、農業問題について広報あさひの随筆を取り上げていただきまして、それに対する質問がありましたのでお答えをしたいと思います。

農業発展のために私が今一番最優先で取り組みたいことは、これからの旭市の農業の発展に一番大切なことであります若者に農業を継いでいただき、後継者がしっかり育つことです。後継者が育たなければ市の農業のさらなる発展にもつながらないと考えているところでもありますので、そのために行政、JA、生産者などの関係機関と連携して、市として何ができるのか、そういったことを含めまして検討を加えていきたいと思っております。

旭市は、農業のまち、随筆にはちょうどその時点で514億円の、全国1,750近くの自治体の中で6番目ということが発表されましたので、さらにその上を目指して5位、4位を狙えるような、そんな農業の生産高を目標にしていきたいと、そんなような思いで随筆を書いたところでもありますので、これからしっかりとってそういった取り組みをしていきたいと考えているところでもありますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、1の道路問題について、（1）の各地区の要望についてということでご回答いたします。

最初に、地区からの要望数の内訳はということで、全体で約370件ほどございます。内訳としましては、旧旭地区が185、海上地区が106、飯岡地区が50、干潟地区が104でございます。

次に、29年度の整備予定箇所はということでございますが、29年度の整備予定は全体で33か所予定しております。地区別にしますと、旭地区が16か所、海上地区が7か所、飯岡が5か所、干潟が5か所でございます。

以上でございます。

次に、旭中央病院アクセス道南北線についての質問でございます。

整備の延長は、用地買収済みの延長はという質問でございます。では、回答いたします。

旭中央病院アクセス道南北線につきましては、救急救命活動や経済活動に支障が出ている

旭中央病院付近の慢性的な渋滞を緩和するために整備を行っているところでございます。特に、旭中央病院へのアクセスの向上により救急搬送時間が短縮されることは救命率の向上に寄与できるものと考えております。

計画区間は、旭中央病院から東総広域農道までの全体が3,200メートル、幅員は11.5メートルでございます。そのうち旭中央病院から国道までの約900メートルが現在完成しておりまして、23年度から供用を開始しているところでございます。

ご質問の未整備区間の延長でございますが、これは事業区間であります国道126号から東総広域農道までの2,300メートルの全てが未整備区間でございます。

用地買収済みの延長につきましては、29年2月末時点で約1,700メートルとなっております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは、コミュニティバスについて答弁させていただきます。

まず最初に、二つ質問があったうちの道の駅へのコミュニティバス停の設置についての考え方ということでお答えします。

現在、コミュニティバスは4地区のルートをバス5台、運転手6人の体制で運行しておりますが、この台数、人員で運行することができる走行距離は既に限界の状況ということになっております。このため、道の駅まで単純に延伸するということができず、他の運行区間を削るといったルート的大幅な見直しを行うか、あるいは多額の追加財政負担をかけて運行体制を拡充するかということが必要になってまいります。

また、コミュニティバス以外の手段として、全てのコミュニティバスが乗り入れをしている旭中央病院とのピストン輸送等についても検討しましたが、どれも実現するには至っておりません。

ただ、道の駅は市にとって非常に重要な拠点施設でありますので、地域公共交通網形成計画を策定する際、コミュニティバスの運行の再検討を行う中では、道の駅への乗り入れも含め検討していくべきものと考えております。

そこで、二つ目のご質問の地域公共交通網形成計画の策定する趣旨ということでお答えしたいと思います。

この計画につきましては、国の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定される計画でありまして、趣旨ですが、地域にとって望ましい公共交通の姿を明らかにし、市民に

とって利用しやすく、将来にわたり持続可能な公共交通体系を構築するため策定するというものでございます。公共交通政策のマスタープランとなるような計画ということです。

本市においては、コミュニティバスを中心とした現在の地域公共交通を全体的に再検討し、市民にとってよりよい地域公共交通網を構築することを目的として策定するものです。

策定する際には、副市長を会長とし、公共交通事業者や利用者の代表、国や県の関係機関からの代表者で組織された旭市地域公共交通会議で協議していくこととなり、策定した計画は国土交通大臣宛てに送付するという事になっております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、児童・生徒の安全確保の取り組みということで答弁をさせていただきます。

初めに、児童・生徒の安全確保の取り組みでございます。

まず、市教育委員会の取り組みを申し上げます。児童・生徒が不審者に遭遇するのは主に登下校の時間帯でありますことから、登校時には学校教育課の職員が定期的に早朝パトロールを実施しております。また、下校時につきましては夕方6時ぐらいまで市の事業として雇用しておりますスクールガード・リーダー1名が市内を巡回し、下校を見守っているところです。

さらに、新入学児童への防犯ブザーの配布、そして不審者情報メールの配信による保護者との迅速な情報共有など、被害の未然防止に努めているところでございます。

次に、学校での取り組みを申し上げます。これは主に小学校での取り組みとなりますが、「いかのおすし」という合い言葉がございまして、つまりついていけない、車に乗らない、大声を出す、すぐに逃げる、知らせる、そういう文字をとりまして、この「いかのおすし」を合い言葉に不審者に遭遇した際の行動につきまして計画的に訓練を実施し、指導しているところでございまして、実はこの合い言葉は、毎日の給食の牛乳のパッケージにもそのまま印刷されてございまして、その啓発につなげているところでございます。

また、校内への不審者侵入という不測の事態に対しましては、各教室からボタン一つで警察に直接通報されるよう、市内全小学校に緊急通報装置を設置しまして、児童の安全確保に努めているところでございます。

続きまして、ご質問の2点目、不審者情報の内容についてご説明をいたします。

過去5年間の状況を見てみますと、最も多いのは名前や学校、年齢を聞かれるといった、

いわゆる声かけ事案でございまして、全体の４割程度を占めております。次に多いのが追いかかけ、後追い事案で２割程度となっております、その他、露出や不審な行動等がございます。また、発生時間帯といたしましては、全体の８割が下校時に集中しております。

不審者に遭遇した児童・生徒の昨年の状況ですけれども、小・中学生はほぼ同数となっております、男女の状況で見ますと３割が男子、残り７割が女子となっている状況でございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 体育振興課長。

○体育振興課長（加瀬英志） 体育振興課からは、５項目め、飯岡しおさいマラソン大会についてご説明申し上げます。

まず、開催状況ですけれども、平成元年度に旧飯岡町で始まった旭市飯岡しおさいマラソン大会も今回で２８回目になりました。第２８回大会は、２月５日日曜日、いいおかユートピアセンターをメイン会場に５部門、２０種目による海岸線を往復するコースで行われ、北は北海道から南は沖縄県と全国各地からの参加がありました。

定員５,０００人に対し参加申し込みは３,６８９名となっております。５部門の参加申し込み状況ですけれども、２キロの親子の部が３８７組で７７４名、３キロ、小学生の部が５３３名、５キロの部が３９８名、１０キロの部、６４９名、ハーフマラソンの部、１,３３５名となっており、当日の全種目の参加者数は３,３４７名となっております。

前年と比べますと、申し込みで７８４名の減、参加者数で６２５名の減となっております。

なお、参加者の内訳ですけれども、まず都道府県別でいいますと、千葉県内からの参加者が３,００１人で約８割を占めております。うち旭市内の参加者は１,４９１人で約５割になります。

今回減となった理由としましては、はっきりした原因は分からない状況なんです、この１月、２月同時期に他のマラソン大会との絡みが原因である場合もありますし、また海が見えない状況に今回はなっている景観等の絡み、そういったものが原因なのか、はっきりしたことは分かりませんが、減少はしておる状況です。

なお、近隣の状況ですけれども、昨年１１月に行われました銚子半島ハーフマラソンや成田のPOPマラソン、こちらのほうも人数は６００名程度減している状況は把握しております。それと、近隣のマラソン大会の状況です。この１月、２月、県内で実施されたハーフ以上の種目のあるマラソン大会ですけれども、１月は４大会、２月は７大会の計１１大会がありました。２月５日のしおさいマラソンと同日は２件で、さかえりバーサイドマラソンと東京ベイ

浦安シティマラソンです。また、前の週、1月29日になりますけれども、こちらは館山若潮マラソンと稲毛ウィンターのフルマラソンが行われております。2月5日の後の週、2月19日は1件で、印西のスマイルマラソンが行われている状況です。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、1項目、道路問題について、（1）各地区からの要望についてから再質問を行いたいと思います。

きのう高橋利彦議員の一般質問でも同じような質問がありまして、回答いただいたんで、それ以外のところでちょっとお伺いしたいんですが、行政や自治会から道路整備の要望があった路線のうちで、緊急性を要する路線、これは早急に対応するという事なんで、それ以外では地域間のバランスを考えると、昨日再三答弁をしておりましたが、バランスとは具体的にどのようなものなのか伺います。

また、地区からの要望に対する回答はどのような形で行っているのか、具体的に伺います。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 地域間のバランスはどのようなものかという質問でございますが、なかなか非常に難しいところがあるんですけれども、昨日もお答えしましたが、緊急性のあるところ、危険なところ……

（発言する人あり）

○建設課長（加瀬喜弘） それ以外ですよ。あとは前からの要望の積み上げもございますし、その辺の当然要望の数も違いますので、当然旧旭市のほうが数は多くなると思います。あとは、ほかの地区についてはほぼ平均的に工事のほうをしたいなというふうには考えております。

あと、地元からの要望についてはどうだということですが、一応現場を見まして、当然要望書という形で上がりますので、それはそれで上に上げて決裁をとります。あとその後に、書面ということではないんですけれども、口頭で難しい部分もございますので、簡単にできるものでありましたら当然すぐ対応できるんですけれども、費用と時間がかかるものにつきましては、どうしても時間を要します。そんなことで、それなりの回答はしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 各地区からの要望に対して、本来でありましたら全て整備が行えたらいいと思うんですが、予算などさまざまな問題があり、我慢いただくものがあるかと思えます。

しかし、平成29年度の計画では、周辺住民から土地を取得して新設、改良工事を行う路線が多くございます。そのような案件に対して理解と協力をいただくには、各地区からの要望に対して明確な整備計画をお示しすることが必要であると考えますが、本市の見解を伺います。

また、限られた予算の中、新規に整備をする事業と既存路線を改修する事業とがございしますが、道路整備に対する今後の見解を求めます。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 質問内容が整備計画等々でございしますが、一応各地区からいろいろご要望ございます。当然地元の意向、他事業との関係等々ございますので、その辺を絡めて工事を進めております。

各地区から傷んだ舗装や側溝の補修、あとは道路の拡幅、排水整備、いろいろございます。当然その中には複数年にまたがるものもございます。さらには流末のない排水整備等のご要望もございます。その辺のところは、実現がかなり難しいものもございます。

したがって、昨日もお話ししました。確かに緊急性の高いところからやるということとはご説明してありますが、それに加えて、あと道路の拡幅の関係については、原則4メートル以上の幅員が確保できるように整備を行っているところです。

既存の施設の道路維持補修、排水工事につきましては、この限りではございませんが、市としましては、市の認定要件でもあります緊急時の車両に支障が来さない4メートル以上の道路となるように、幅員が足りない場合には拡幅をお願いしているということでございます。

そういうことで、限られた財源の中で効果的に整備をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 今、明確に整備の計画をお示したほうがいいんじゃないですかということと、今の既存のものと新整備、どちらを優先的というかね、どう考えて工事を計画されるのか、その点を聞いたんですけれども、なかなかご答弁難しいようでありますけれども。

各地区だとか各方面、そこからの道路整備の要望に対して、担当課としていつも迅速に対応いただいております、僕としては常々感謝をいたしております。

また、明智市長におかれましては、市長への手紙、これに対応されている。その中でたとえば電子メールであっても、全て手紙で回答されているようで、行政の模範であり、これはすばらしい取り組みであるなど敬意を表します。

そこで、各地区から要望が書面において提出された場合には、市長への手紙同様、もしくはそれ以上に重要性があると考えられますが、その点と、当然書面で回答すべきと思うので、この2点に対して明智市長のご見解を求めたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 各地区から多くの要望が出ていることは理解をしております、建設課に直接行くもの、市長へのメールとか手紙、それらの要望事項も数多くあるわけでありまして、そういった部分を含めながら、担当課には現場をよく見ていただきながら、精査をして、できるだけ効果的に整備を進めなければならないと、そのように思っているところであります。よろしくをお願いをしたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 各区から区長名において要望書が上がった場合には、しっかりと市長の手紙以上の対応をとるべきではないのかなと思っておりますので、ご検討いただきたいと、そのように思います。

それでは、1項目の（2）旭中央病院アクセス道南北線についての再質問に移ります。

用地取得の計画に対する進捗状況と、計画どおり進捗していない箇所がある場合には、その原因等についてお尋ねをいたします。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 計画どおりに進んでいない状況でございます。これは用地買収が原因でございまして、その用地買収ができない理由といたしますのは、相続が難航していたり、あと代替地がなかなか見つからないと、各地権者ごとにさまざまな理由がございます。

市といたしましても、関係地権者の方々と粘り強く交渉を進めて、問題の解決を図りながら用地の取得に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 先日、予算説明の市議会全員協議会で、平成29年度道路整備計画ではこの路線900メートルの工事を行うように伺いました。しかし、この区間だけが用地買収、物件補償が終了した区間ではなくて、ほかにも用地買収にご協力をいただいた区間があるかと思います。それから、それら区間においても工事の速やかな実施や、また着工計画を協力者や近隣住民にお知らせすべきだと思いますけれども、担当課のお考えをお伺いいたします。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 平成29年度に900メートルの工事を予定しております。この工事につきましては、工事の内容が開墾とあと築堤など、要は道路の形態を造っていく造成工事でございます。次年度以降に舗装工事や区画線という形にはなってきます。

それとあと、用地買収済みの延長1,700メートルありますが、その中でもいざ工事ということになりますと、工事に必要な進入路の確保とか、あと排水の放流経路、あと既存道路との接続など、工事に際しましてさまざまな調整が多くあります。そういったことで、すぐ工事というのはなかなか難しいものがございます。

しかしながら、用地取得がある程度まとまった部分につきましては、事業の進捗のためにも積極的に道路の工事をやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

あと、地元地権者等の周知ですが、用地の取得した部分については、いつごろ工事をやるとかいう話は当然します。あと、未買収地につきましても、周りの状況をお話ししながら交渉のほうをしているということでございますので、今回900メートル工事を行います。地権者、近隣の方々には当然区長さんをはじめ周知していくということで考えておりますので、ひとつよろしくお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 以前、ここの本会議において土地提供者や近隣住民の思い、何より利用者の利便性を考え、用地購入済みで整備可能な区間については速やかに事業を進めてはと質問いたしましたところ、早期に対応すると答弁をいただいた経緯がございます。しかし、これまでに進捗はしていないようです。

本事業にご理解をいただき、先祖から受け継いできた土地を提供された土地の元の所有者や近隣住民等利用者の利便性をしっかりと酌み取り、着工可能な区間においては優先的に早期に整備をすべきと考えますが、今後の取り組みをお伺いします。

また、それらを理解して対応していただくことが速やかな用地取得につながると考えますが、担当課のご見識をお伺いいたします。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 用地買収が済んだところは早期に工事をすべきと、確かにそうでございます。地元の地権者等の考えもございますので、可能な限り着工したいと、工事を進めたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 次の2項目、農業問題について、（1）農業施策についての再質問に移ります。

本市の農業産出額、これは全国で6位であります。野菜や豚等、本市が誇る農業物の品目別に具体的な取り組み、経営面だとか後継者に対する市の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 品目別の支援というお話でございます。

旭市の農業、主なものを申し上げますと、水田では稲作、あと畑地では園芸、野菜ですね。それからあと畜産と、特に畜産は大きなウエートを占めております。

まず、水田農業の関係ですけれども、米を取り巻く環境の変化に対応するため、飼料用米やWC S用稲等の戦略作物の栽培に対し、国・県から支援があるわけですが、これに併せて市のほうでも、飼料用米ですとキロ当たり20円、それからWC S用稲を作付けた場合には10アール当たり1万2,000円と、こういったものを用意してございます。

それから、野菜の関係です。大きな園芸産地になっております。野菜の生産につきましては、消費者ニーズの多様化や産地間競争に対応するため、生産性と品質向上につながるよう生産施設や省力機械等の整備に対し支援をしているところでございます。

これは、県の補助事業で新「輝け!ちばの園芸」産地整備事業補助金というのがあるんですが、そちらのほうで個人で整備する場合、25%の支援があるわけなんですけれども、そこにさらに市のほうでも5%ということで助成を行っております。

それから、畜産の関係です。畜産につきましては、生産基盤の確保や国際競争力強化のため、飼養管理施設等の整備、また周辺地域の環境改善に必要な施設整備や排せつ物処理施設

等の機能向上に向けて整備する事業に支援を行っております。これは昨年度から、ＴＰＰ関連ということで、国から50%以内というふうなことで高率な補助が行われております。

それから、市のほうとしましては、畜産関係では防疫に力を入れております。具体的にはワクチンの接種ということで、豚、牛、鳥、それぞれにワクチン接種に支援を行っているところでございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 先日、都内在住の僕の友人がバスツアーで道の駅、本市の季楽里あさひを訪れて、野菜の詰め放題、これを行ったようで非常に楽しかったと。また、新鮮でとてもおいしかったと喜んでいたことに、僕もうれしく思いました。

また、前回の市議会の全員協議会においても、たしか映画のアニメ化に伴い、旭市を全国にPRするとの説明がたしかございました。近年、全国の自治体では自治体独自で一般消費者への宣伝に努めているようです。

そこで、本市の農業産物については、まさに全国に誇れるものでありますので、担当課としてどのような活動を行っているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 農水産物のPRということで、市のほうで道の駅ということで整備いたしまして、そちらでまずは実際に品物を販売していただきましてPRしていただくと、そういった活動を今は主にやっております。

以前は、各地のイベントに行って産物を持っていったりしておりましたけれども、現在は道の駅のほうからの情報発信ということで行っております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 先月の9日と10日にかけて、農業産出額全国1位の愛知県田原市と、本市に次いで7位の静岡県浜松市を視察してまいりましたが、本市の農業はとてつもない潜在能力を秘めており、旭市の農産物はすばらしいと実感して帰ってまいりました。

市として、国や県の補助金をストレートに流すだけの農業施策ではなく、担当課においては積極的に情報発信をして、旭市の農畜産物を宣伝して知名度の向上に努めていただきたいと思います。その点を伺いたいと思います。

また、そのような事業が農家の収益や後継者の育成等にもつながると考えておりますけれども、その点について本市の見解を求めたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 確かに知名度の向上ということで、今交流事業等も行っておりまして、都会から消費者の方にこちらのほうに来ていただきまして取り組んでおります。

具体的には大原幽学の水田、そういったところで千葉、東京、埼玉のほうからも来ていただきまして旭市の産物を知っていただく、農業体験を通しまして旭市のよさを知ってもらう、そういった活動を行っております。

本当にPRというのは大事だと思っていますので、その辺もしっかりやっていきたいと思っています。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 市長。

○市長（明智忠直） 農業の補助、応援について、国や県の予算をストレートに流すだけではなくて、市独自の支援体制ということがありました。

私も農業を50年以上やっております、農業政策に対する市の取り組みというのはやはり少し物足りなさがあったのかなと、そのように反省をしているところで、極力、旭市は農業のまちでありますので、農業応援の施策を展開していきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 農業経験豊富な市長からも力強い言葉をいただきました。ぜひ一緒に取り組んでまいりたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

次の3項目、コミュニティバスについての（1）運行状況及び見直しについての再質問に移ります。

公共交通網形成計画、これ丁寧にご答弁いただきましてよく分かりました。市民にとってよりよい地域交通網を構築することが目的であると、そういうことですよね。そうであるならば、病院や駅以外にも高齢者等の市民の買い物対策として、道の駅を含む複合施設だとか集客施設への乗り入れは、計画を策定するに当たり十分強く検討しているものと考えますが、再度本市の見解を求めます。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） おっしゃるとおりだと思います。買い物難民対策ということで、集客施設、十分ターゲットに入れております。

基本的には超高齢化社会を迎えております。高齢者の買い物難民対策ということで、公共交通の果たす役割というのは非常に重要になってくると考えております。

現在のコミュニティバスは、ご指摘のとおり、駅とか病院、ここが主なターゲットとしておりますが、策定に当たっては、市民の移動ニーズを基本的には把握していきます。その中で今想定していますのは、道の駅ですとか新庁舎、それから集客施設等を取り込み、よりよい公共交通の構築を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 本市の公共交通体系の構築に当たりましては、コミユニ→ティバスの運行について、今後の考えや取り組みとしては、規模を縮小していくのか、それとも経費をかけてより細かなものにするのか、これは政策をどのように考えるかは政治的な判断になるのかと考えるので、明智市長の政治的な見解を求めたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 規模を縮小するのか、予算をもっと増やして充実をさせるのかという部分は、まだこれからの交通網形成計画の中で話し合いもしていませんで、これからやることでありますけれども、私としましては、やはり交通弱者、買い物難民、そういった部分を全然無視するということはできないわけでありますので、そのところは最低でも現状維持は必要ではないかなと、そのようにも考えているところであります。

予算の増幅といいましょうか、増額の問題については、内部でいろいろ検討していきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 明確な答弁で分かりやすくいただきました。

先ほどちょっと冒頭のご答弁にもありましたけれども、地域公共交通網形成計画、その策定に当たっては、旭市地域公共交通会議というものを先ほど申し述べておりました。そこにおいて協議されるということでありますが、交通会議の会長は副市長が務めておるということでもございますので、どのような見識を会長さん、お持ちであるのかお伺いしたいと思い

ます。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬寿一） それでは、私から答弁申し上げます。

この会議の全体の交通整理をしたり、この会議の代表ということで副市長の立場で私がなっております。交通網計画、これから策定に入るといっていますが、この会議には利用者の代表、公共交通機関の代表、国や県の関係の代表、皆さんが参加して、それぞれの意見を述べていただく、そんなことを十分議論を、十二分に議論を重ねるべきだと思っています。

それと、その前にいろんなデータとして利用者のアンケートなり、そういうものを積み上げたものをリストにしながら、その協議を進めまして、とにかく基本は市民目線に立った立場でこの計画を策定していく、そのように考えております。策定するべきだと思っています。よろしくお願いいたします。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） ありがとうございます。

次に、4項目、児童・生徒の安全確保について、（1）の安全確保の状況について再質問を行います。

子どもたちが被害者となる事件が後を絶たないことから、子どもたちの安全を守るため、一時的な避難と保護を目的に、子ども110番の家が設けられております。合併前の平成13年8月から地域の住民、店舗、事務所などの協力のもとに、その看板が設置されているものと聞きましたが、そこで、この子ども110番の看板でありますけれども、破損しているものとか、見えにくくなっているもの等が多数見受けられて心配であります。その看板に対して、児童・生徒へ学校としては具体的にどのような対応を行っているのか。また、市内の設置状況と、特に管理状況、これを併せてお尋ねいたします。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、子ども110番の家の看板の破損ですとか劣化の対応につきましては、各小学校ごとに子ども110番の家にご協力をいただいている方々に毎年、新学期を迎えるこの時期に、市教委が作成しました協力依頼の文書をお送りしまして、併せてご要望等をお伺いしているところでございます。

看板の破損や劣化につきましても、この機会を通じてお申し出いただいているほか、破損

が生じた時点で随時ご連絡をいただいているところですが、各学校のPTA活動ですとか教育委員会等が行う地区の巡視においても、改めて設置状況を確認し、看板の劣化、破損、そして空き家になったままへの看板の設置等がないかどうか、そういうことにつきましても把握に努めてまいりたいと思っております。

二つ目のお尋ねのこの子ども110番の家の設置状況でございますけれども、市内全体で634か所、現在ございます。小学校1校当たりの平均で見ますと42か所となりまして、学区の広がりですとか通学路の状況、子ども110番の家にご協力いただける家庭や事業所等の状況がそれぞれ学校ですとか地域で異なるために、設置状況には違いがございますけれども、1校当たりの設置箇所の平均を地域別に申し上げますと、旭地域が39か所、海上地域が55か所、飯岡地域が38か所、干潟地域が40か所となっているところでございます。

管理につきましても、先ほどご答弁させていただきましたとおり、年に1回、文書等をお配りした中で点検を促しているところでございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 学校では不審者の対応として、児童に対して何かあったら、この子ども110番の看板がある家に駆け込むようにと指導をしている状況であるのに対しまして、設置から15年たつ中で、今この機会をということでもありますので、状況管理ができていないようであります。本市においては、この看板に対して、今後も児童・生徒に継続して指導を行っていくのか、また看板の掲示と掲示場所をどのように考えているのか伺います。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） 子ども110番の家につきましては、そういう子どもが駆け込める場所の確保ということに加えて、看板を掲出することによります犯罪の抑止効果と申しましょうか、そういうようなものも十分期待できるところではないかなと思っております。

したがって、この子ども110番の家の設置につきましては、今後とも継続して続けてまいりたいと思っているところでございます。

子ども110番の家についての依頼につきましては、各小学校を通じてお願いしておりますが、これは学校が児童・生徒の生活する学区の状況を理解しまして、地域との連携を図りながら進めることが大切であると考えているためでございます。

今後の継続あるいは増設等々につきましては、やはり地域ぐるみで子どもを守るという意

識が高まるということが重要だと思います。学校と地域の方との懇談会の場所ですとか、あるいは青少年健全育成会議等を生かしまして、各学校において通学路の状況ですとか不審者情報等を見きわめながら考えていきたい、そんなふうに思っております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 継続して行うということでありますので、看板を掲示している方の中には、先ほど申ししておりましたけれども、昼間留守にするなど家庭環境や生活環境が変化したところがあるかと思ひますし、あと子どもたちの居住地も変化しているところがございますので、対応が必要になろうかと思ひます。

児童・生徒に対して犯罪が起こってからでは取り返しがつきませんので、今後も児童に対して看板があるところに逃げ込むんだという指導をしっかりとさせていただいて、そういう指導を行うのであれば、早急に設置状況の確認をした上で、必要なところへ掲示依頼だとか、そのような定期的な管理を行うべきであろうかなと考えますので、再度本市の見解を求めたいと思ひます。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） ご指摘のように、看板の設置の状況につきましては、改めて各学校に指示をしまして、点検をさせていただきたいと思っております。

それと同時に、子どもが駆け込むのは子ども110番の家だけではなくて、学校で指導しておりますのは、そこも大事な場所なんですけど、とにかく設置場所にも限りがございますことから、近くの大人ですとか民家に、あるいは商店に助けを求めたり、危険を予測してその場を回避したりするなど、子どもたち自ら自分自身の身は自分自身で守っていくというような意識ですとか行動の能力ですとか、そういったものを年齢に応じた指導の仕方というのがあると思ひますので、そのように子どもたちには指導し、また学校にも呼びかけてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） すみません、長くなっておりますが、最後の5項目、飯岡しおさいマラソンについて、（1）開催状況についての再質問に移ります。

僕自身、今年も出走をいたしまして、沿道での温かい声援にとっても励まされ、何とか無事

時間内で完走ができました。今大会は参加者に対して旭市産の摘みたてイチゴ、これでおもてなし、これを行っていたようですが、ちなみに僕はイチゴ、好きな果物ランキングベスト3に入ります。完走直後で疲れ切っており、この嗅覚をもってしてもどこにイチゴがあるかは分かりませんでした。食べ物の恨みは恐ろしいと昔の人はよく言ったものですけれどもね。

今回、定員数5,000人に対して三百三十数名という、だいぶ少ないことですので、経費についてはどのようなになっているのか伺います。

また、昨年と比較しまして参加者が減少しているということは、本大会がほかの大会と違って魅力、見劣りしてきているのかなと、ほかに新たな大会ができる中で、景観だとかさっき申ししておりましたが、研究して、新たに大会をつくっておろうかと思っておりますので、今後の本市、大会継続に当たってはどのような取り組み、見解を持って臨んでいくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（加瀬英志） 経費のほうですけれども、議案質疑のほうでもお答えしましたように、補助金と参加者の参加料、約1,555万円からなっております。そのうちの850万円程度を計測費や会場設営費に使っておる状況です。

また、参加者が減った原因ということで、はっきりしたことは分かっていない状況の中で、内訳としまして10キロとハーフの方の参加が減っている状況が把握できました。ですから、こういった方々に対しての魅力づくりが必要かと考えております。

それと、先ほどイチゴのおもてなしの関係ですけれども、イチゴのおもてなしだけではなく、旭市において好評をいただいていますおもてなしの内容は、ゴール後の豚汁やお汁粉も入っております。

ちなみに、イチゴの置いてある給水ポイントなんですけれども、10キロ、ハーフ、こちらにおいてはコース上に2か所、またゴールに1か所。2キロ、3キロ、5キロ、こちらはゴール後に1か所となっております。こちらですよというのは誘導の流れで動線を描いていただくと、自然にイチゴをいただけるようにはなっていたんですが、やはり分からない方の声も聞いております。ですから、今後はさらにおもてなし、イチゴを売りに出している以上、参加者皆さんに十分配れる量は用意してありましたので、そちらの皆さんがよかったというふうになるようにしたいと考えております。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 見つけられませんが、残念でした。ちなみにイチゴの品種は何か教えてください。

また、今回で28回目となります伝統ある大会ですね。市内はもちろん、県内、県外からも参加者が多く集まる大会にしたいと願っておりますが、本市としてはどのような大会にしたいと考えているのか伺います。

また、大会当日からきょうに至るまで、参加者から多くの意見をいただいておりますが、参加料をいただいて多額の補助金、公費等を使っておりますので、公平におもてなしが受けられるようにしなければなりません、その点に関しても本市の見解を求めたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（加瀬英志） お答えいたします。

品種のほうですけれども、イチゴについては大量に必要なことから、JAさんのほうにお願いしております、イチゴという形での発注しかしておりません。旭市産のイチゴを取りそろえている状況です。

それと、基本的に大会のレポートの中では、非常に地方色のあるいい大会でおもてなしに感動した、そういった声をいただいております。ですから、平たんなコースであって記録も出しやすいとか、今いただいているレポートの中では、今の状況がそれほど悪い批判とか問題点があるような状況ではないと考えております。

しかしながら、先ほど林議員もおっしゃいましたように、おもてなしのイチゴが見つからないというのは非常にマイナスポイントですので、売りに出している以上はそれがちゃんと皆さんに行き渡るように、またさらに要望があれば、それを一つずつ改善して、参加者が増えるような状況にしたいと考えております。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） これが最後の質問になりますけれども、どうしても本大会を盛り上げていきたいという思いがあるんですよ。まず、家族や友人同士で支え合って、時には仮装をしたりなどして楽しく走って、体力的に余裕があっても最後まで走らせてもらえない、または完走証明書がもらえないというような時間設定がございます。

そこで、近隣を調査いたしましたら、本大会の制限時間はどの大会よりも厳しい設定でありました。これではおもてなしは堪能しにくいですね。

次に、市内の海岸に面した平たんな折り返しのコース、これでございますが、競技性はあ

ろうかと思いますけれども、景色があまりかわりばえせず飽きを感じさせてしまいます。以前は周遊コースであったと聞きますし、近隣や人気の大会では、その土地のメイン通りを走っているようなことが多くありました。走り切ってお疲れの後、不便な車、駐車場への移動問題だとかとともに改善を望みたいというふうに考えますが、今後の大会計画に当たりまして、本市の見解を伺いたいと思います。

これが本当に最後に、以前には地元の中学校在マラソン大会と併せて参加をされていたというふうに聞きました。今大会の総括を含めまして、夢田教育長、今後の学生等の参加に対してのご見解も含めてお伺いしたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（夢田哲雄） 今年も第28回を迎えた伝統あるしおさいマラソンでありますけれども、その昔、確かに飯岡中学校が全員参加でやっていたということは聞いたことがあります。そして、それがどのような理由で今は自分で手を挙げて参加をしているのかという、そういう詳しいことは分かりませんが、時期的なもの、2月の今年は5日でしたか、2月5日というような時期的なものを考えますと、やはりその時の風邪の影響、あるいはインフルエンザ、そういうものの影響があったというようなことが想像できます。

そしてもう一つは、2月5日ですと、高校入試ということがありまして、やはり風邪等の影響、そういうものもありますので、体調だとかそういうような管理もありますので、ということで全員参加ということはなかなか難しいのかなというふうに思っています。

できましたらば、目標の5,000人に近い数を集めたいというふうに思っているのは、もう実行委員会、そして私どももそう思っているんですけども、そういうような理由がまず考えられます。

そしてまた、キロ数についても、中学校が参加する場合には5キロ以上になりますので、5キロといいますと、これは全員参加ということは学習指導要領の関係でできませんので、3キロぐらいが中学生ならば適当なのかなというふうに思います。

そういうようなことから、現在のようなことになったのかなというふうに思っておるところでございます。

しかしながら、そういうようなところでは参加できませんでしたけれども、地元の飯岡中学校においては、ボランティア活動ということで子どもたちがそこに参加をし、おもてなしに協力してくれたということで、大変これもすばらしいことかなというふうに思って評価

をしているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の……

（発言する人あり）

○議長（佐久間茂樹） 体育振興課長。

○体育振興課長（加瀬英志） では、体育振興課のほうからは、制限時間その他の件でご回答いたします。

確かに林議員がおっしゃるように、飯岡しおさいマラソン大会は各部門ごとに制限時間を設けてあり、近隣の大会と比べて短くなっております。こちらについてなんですけれども、実行委員会が協議の上、交通規制もあります。また、大会の運営やランナーの安全、こちらが第一との考えから、現在の時間に至っております。

また、実際に現場で制限時間をオーバーした場合でも、大会運営に支障がない場合、安全が確保できている種目については、大会に従事している方が制限時間を過ぎたランナーも最後まで走っていただいていいですよというふうな形で現場で臨機応変に対応しています。

ですから、チップを外されない限りは、最後ゴールいたしますと完走証は出ますが、あまりにも周りとの調整がつかなくて最後まで走らせるのは危険だとなった場合は、チップを取らせて完走証が出ないようになっている状況です。

それと、平たんなコースで飽きを感じるということですが、RUNNETというランナーのための大会評価のインターネットがあるんですが、そちらの中で平らなのでコースが出しやすいという評価がまず多いです。あと景色については、1件あったんですが、せっかくの海が見えないと、走りながら見れたらよかったけれども、津波のこともあってそれは仕方ないという意見が1件ありました。景色についての意見で、海が見えなくて残念だという意見はこの1件だけで、それ以外は大変におもてなしから、コースが狙える、そういった高評価のレポートをいただいているところです。

また、家族、友人と楽しく走る中で、現実には仮装をされた方も走っておりまして、結構にぎやかな形で大会が運営されていたのかなと。当然タイムを狙う方は好記録を目指すために速いタイムで走っております。

それと、改善云々ですけれども、現在当然こちらのRUNNET等に何々を直してほしい、何々がなければなどといういろいろな意見は実行委員会の中で一つ一つ協議しながら、よい大会になるようにしたいと考えております。

その中で、3月7日現在でRUNNETという大会レポートのほうから、ちょっと状況はどうかということで2017年1月から3月までに行われたハーフマラソン等の検索をしてみると、ハーフマラソンの部では3月7日時点では飯岡しおさいマラソン大会は全国で同率で2番目、1番目が埼玉県の大会、2番目も埼玉県、同率で千葉県のしおさいマラソンとなっております。

また、3,000人から7,000人未満の大会でということになりますと、こちらもベスト10のうちの現在は8位に入っている状況です。

関東地方の大会でということになりますと、1位はこの間行われました東京マラソンが第1位です。関東地方の大会の中では、現在は第9位という状況で、現在ですと非常にいい評価をいただいておりますので、さらなる評価を得るように頑張りたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、11時35分まで休憩いたします。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時37分

○議長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 太 田 將 範

○議長（佐久間茂樹） 続いて、太田将範議員、ご登壇願います。

（9番 太田将範 登壇）

○9番（太田将範） 議席ナンバー9番、日本共産党、太田将範でございます。これから一般質問を行います。

大きく分けて4点、小さく分けると8点ほどの一般質問を行います。

1番目としましては、国民健康保険の広域化についてということですが、平成30年より国民健康保険が広域化されます。これにつきまして、どのようなロードマップといえますか、スケジュールかというようなことについて、まず第1点質問したいと思います。

次に、事業の実施準備についてということで質問したいと思います。

具体的にはかなり国から県のほうにさまざまな施策の中身がおりてきております。検討が始まっております。その中身について質問をしたいと思います。

2番目といたしましては、県と市の役割と責任といいますか、その分担についてですね。これについてざっくりばらんな話で質問をしてご回答を得たいと思います。特に制度的な体制についてご回答をお願いいたします。

次に、一番肝心なことになると思いますけれども、保険料がどうなるのかということですね。昨日、伊藤保議員が質問しましたけれども、具体的な回答がありませんでした。この辺につきましては、かなり詳しく説明を求めますので、よろしくお願いいたします。

2番目といたしましてはマイナンバー制度について、前回もマイナンバー制度につきましては一般質問を行いましたけれども、4回の質問ではちょっとし切れなかった部分がございますので、もう一度一般質問を行います。具体的にはもう昨年の年末調整から始まりまして、市のほうには給与支払い報告書、個人のほうでは源泉徴収票というようなものが配られております。市のほうに提出する部分につきましては、具体的にもうマイナンバー制度のナンバーを記入するということで始まっております。

また、現在確定申告が行われておりますけれども、この中で扶養家族含めましてマイナンバーを書けという欄が出てきております。これにつきまして具体的に窓口としてどのようなような指導を行っているのかというようなことについて、実施状況につきまして説明をお願いいたします。

それから、行政からの通知ということで、特に特別徴収に関して来年の6月以降に各事業所のほうに、この従業員に関しましては幾々らの給料から天引きして市民税を払いなさいという通知が行くんですが、その中にマイナンバー制度のナンバーを入れろということが総務省のほうからの通知で出ております。この中身について説明を求めたいと思います。

3番目といたしまして、介護保険につきまして質問します。

新しい総合事業が実施されましたけれども、その内容について説明をお願いしたいと思います。

旭市は今年度から実施しておりまして、一定の実施した結果が出ております。どのような事業を実施したのかというようなこととか、財政問題、あるいは単価の問題、こういったことについて質問したいと思います。

次に、厚生労働省のほうは要介護1、2以下だと新しい総合事業に移行する計画を持って

おります。それからまた、かなり介護保険から市町村のほうに新しく事業を移転していくということとか保険料が上がる、そういったものが出ております。介護の保険の中身が変わっていくという形になってくる予定になっております。これにつきましての検討されている内容についてご説明をお願いしたいと思います。

それから、4番目といたしまして、行政のワンストップ化サービスにつきまして質問します。

具体的には旭市ではどのような施策が行われているのか、ご回答をお願いいたします。

この場所での質問はこれで終わりにしまして、次からは自席にて質問しますので、よろしくをお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高木松夫） 大きな1番の国民健康保険の広域化について、その中で3点のご質問にお答え申し上げます。

最初に、（1）の事業の実施準備についてお答えいたします。

持続可能な医療保険制度を構築するため、国保が抱える構造的な問題である被保険者の年齢が高く、医療水準が高い低所得者が多い、及び小規模保険者が多いなどの課題を解消し、事業運営の安定化を図るため、平成30年度から国保の都道府県単位化となることとなりました。

県は安定的な財政運営や効率的な事業運営確保のため、県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を定めることとなります。

なお、国保運営方針は、あらかじめ連携会議で市町村の意見を聞いた上で、県の設置する国保運営協議会での議論を得て定めることとなります。

市の準備状況としましては、県が算定する納付金及び標準保険料に必要な資料提供のための電算システムの改修及び資料の提出を行ったところであります。また、平成29年度は国保被保険者資格管理を県内一元化するために必要な電算システムの改修を行う予定であります。

続きまして、（2）の県と市の役割と責任などの制度体制についてお答えいたします。

国保広域化により県が財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担うこととなります。

県と市の主な役割でございますが、県は財政運営の責任主体となることから、県内の統一的な運営方針を定め、市町村ごとの標準保険料率の公表及び国保事業費納付金を決定するこ

となります。市町村はこの決定を受け、県の示した標準保険料率を参考に市の税率決定及び県に国保事業費納付金を納付することとなります。

被保険者の資格管理及び健診等の保険事業につきましては、引き続き市町村が行うこととなります。

また、医療費などの保険給付は引き続き市町村が支払うこととなりますが、県が給付に必要な費用の全額を市町村に対して支払うこととなっております。

(3)の保険料についてお答えいたします。

医療費分の基本的な保険料算定方法でございますが、県全体の医療給付費の見込みから、国庫負担金などの公費等の歳入見込みを差し引き、県全体で集めるべき納付金の額を算定し、各市町村の医療費水準及び所得水準による配分となる見込みであります。

また、各市町村の医療費水準が反映されるため、県内統一の保険料となるものではございません。保険料の賦課方式につきましては、現在旭市は4方式を採用しておりますが、県の標準保険料率は2方式となり、各市町村標準保険料率の公表も2方式となるものと思われま。賦課方法、及び保険料とするか保険税とするかは市町村の判断で決めることになり、県が示した旭市の標準保険料率を参考に、市として料率等を決定することになります。

次に、法定外の一般会計繰入金につきましては制度上、引き続き可能となっております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 税務課長。

○税務課長（渡邊 満） それでは、私のほうからは大きな2番のマイナンバー制度についてということにお答えしたいと思います。

まず第1点、制度の実施状況についてというご質問ですけれども、申告事務における実施状況ということで、申告の状況及び事務負担については、平成28年1月以降、原則個人番号の記載が求められております。これを受けて確定申告事務については事前に周知を行ったところでございます。その結果、ほとんどの方にマイナンバーカード等の写しを確定申告書添付資料として提出していただいております。

続きまして、2番目の行政からの通知とマイナンバーについて総務省の通知の内容はというご質問ですけれども、総務省自治税務局市町村税課から市町村が特別徴収事務に提供する個人番号の取り扱いについての通知によりまして、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第1号の規定に基づき、個人番号利用事務実施者である市町村から事業主に個人番号が提供されることとなります。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 高齢者福祉課からは大きな3番の介護保険についてお答えいたします。

初めに（1）の総合事業の内容ですが、全国一律行っております介護予防サービスのうち、デイ・サービスである通所介護サービスとホームヘルパーが訪問する訪問介護サービスが市の所管事業となり、当該事業所の設立認可も市で行うことになりました。利用できる方は要支援1と2の方、及びその予備軍であります事業対象者となっております。

事業の実績であります、平成28年12月現在、訪問介護サービスの利用者が104人で、1か月当たりの総費用は211万2,627円、通所介護サービスの利用者が195人で、1か月当たりの総費用が604万8,669円、市独自で実施の通所型サービスへの利用者は149人で、1か月当たりの総費用は200万7,851円となっております。

また、利用単価であります、通所型Aの場合、介護報酬の2割から3割引きで行っております。

なお、これ以外に、国の示す通所型サービスBであります住民主体の通いの場の設置を推進しておりまして、今までに5か所で「あさピー☆きらり体操」を実施しているほか、介護予防教室等の実施も市が行う総合事業として含まれるものでございます。

続いて、（2）の要介護1と2等を新しい総合事業へ移行させようという国の検討内容について申し上げます。

現在実施の総合事業については、利用者は要支援2までとなっておりますが、これを国においては要介護1と2を含めて、市町村の所管事業に権限移譲できないかを検討しているようでございます。ただし、原案の発信源は厚生労働省ではなく財務省が提言しておりまして、それを厚生労働省では第7期介護保険事業計画の策定までに可能かどうかを検証している段階にあり、まだ決定ではございません。

また、国民健康保険と同じ利用負担3割につきましては、先般の閣議決定において平成30年8月から所得により一部の方を現在の2割負担から3割にするような方向性が示されたようでございます。

なお、訪問介護サービスにおいて、生活援助や福祉用具の貸与、並びに住宅改修については、原則利用者負担とする案がございましたが、当面見合わせるような情報が入っているとところでございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（浪川 昭） それでは、大きい4番、行政のワンストップ化についての（1）旭市ではどのような施策が行われているのかについてのご質問にお答えをさせていただきます。

この件につきましては、行政改革アクションプランに基づきまして、市民ニーズの変化に柔軟に対応するため、組織と機構の見直しを行うとともに、事務事業の点検・改善を図り、効率的・効果的な行政経営を目指した改革に取り組んでおります。

また、各課との連携を図りながら、市民に分かりやすく、使いやすく、安心して手続きができる窓口環境を整え、市民の利便性向上に努めているところでございます。

これまでの具体的な事例といたしましては、市民の皆様がより利用しやすい窓口の実現を図るため、庁内検討組織を設置しまして、窓口の改善を行ってまいりました。現状の庁舎のスペースではワンストップ化というのは困難な部分もございますので、部分的な改修工事としまして、本庁舎1階へのローカウンターと窓口におけるプライバシーの保護に配慮した相談スペースの設置、来庁者に分かりやすい案内表示の整備などを平成23年度から24年度に実施したところでございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時 0分

○議長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、太田將範議員の一般質問を行います。

太田將範議員。

○9番（太田將範） 国保の広域化についての（1）の事業の実施準備についてということですが、昨年のうちに国民健康保険の運営協議会というのがもうつくられていると思うんですね。そこで昨年の12月と今年の1月、ここでもう2回も開かれているんですけども、これについての詳しい情報というものは課のほうで出せないんでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高木松夫） 県の国保の運営協議会についてのご質問であります。

1回目の県の運営協議会が1月10日に開かれました。当初の予定よりちょっと1か月ずれているようです。それで1回目が1月10日に開かれました。委員が総勢で14名です。この時には1回目は初めての会議でありましたので、委員長等を決めているようです。その時に具体的な話というのはごくわずかだったというように概要のほうをいただいております。

それと第2回目なんです、この3月14日に2回目が開かれる予定と聞いております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 昨年の10月に厚生労働省のほうから都道府県に事業費納付金・標準保険料算定簡易システムというのがおろされまして、2回ほどそれに基づきまして計算を行っているというふうになっているんですけども、千葉県の場合具体的にどうなっているのでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 太田將範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高木松夫） 納付金と標準の保険料の試算ですが、県でも行っているとは思いますが。ただ、このことにつきましては、昨日の伊藤保議員のほうにもお答えしましたように、県はまだ試算中ということで、各市町村へは提示されていないところであります。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 太田將範議員。

○9番（太田將範） ほかの府県では、もう具体的な事例出ております。これは後で質問いたしますけれども、それはほかの県でこのことは口外するなということを出している県もあるようなんですよ。秘密会議にしましょうというようなところがあるようなんですが、それには千葉県の場合は該当しないんですか。

○議長（佐久間茂樹） 太田將範議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高木松夫） 都道府県の対応によりましては、公表しているところもあるようです。それは承知しております。ただ、千葉県においてはまだ試算中ということで、提示はされておられません。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 次の（２）のほうに移ります。

県と市の役割と責任や制度体制についてということで質問いたします。

具体的には県のほうは保険料算定の納付金を計算して、それを市町村におろして全てのだいたい、先ほど説明ありましたように、交付金とかそういったものを除いて市町村に割り振るという形になるようではございますけれども、結局要するにお金は全て県が管理して、市町村の独自性ということはないということではよろしいのでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高木松夫） 独自性が全てなくなっちゃうというわけじゃございません。保険者努力支援制度等が設けられます。仮に努力した市町村には、これは今度直接国保のほうから来ますんで、その分は市町村の歳入として見るができます。これ自体は直接県へ納付しなくてもよろしいものなんで、そういうものがあれば、市町村で納付金に充てるなり、保険料を下げるのに使用できるものと考えております。

それとあと保険事業、いろいろ特定健診等を行っておりますが、これは今までどおり市町村で行っていくことになります。この特定健診等も健診率によっては、支援制度を受けられるというようになっておりますので、市町村独自の部分も残るものと考えております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 今までですと市町村の会計に関しては、かなり自由裁量といたしますか、そういったものがあつたと思うんですけれども、県が財布握っちゃいますと相当市のほうはお財布の中身について制限を受けるというようなことになろうかと思うんですけれども、例えば赤字になったということで、場合によっては赤字の部分を次の年度から持ってくるとか、そういう繰上充用ですか、そういった制度だとか、そういったものをとれると思うんですけれども、そういったものはとれなくなると思うんです。

それから、これ100%やくごの世界で言うと上納金ですけれども、上納しなきゃならないということになるわけでしょうから、そうしますと収納率がだいたい90%ぐらいですね。そうしますと、保険料の算定のときには、その納付金に関して1割から1割ちょっとぐらい上乗せした保険料率の設定をしなきゃならなくなると思うんですが、その点いかがでしょ

うか。

○議長（佐久間茂樹） 太田將範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高木松夫） まず最初に、納付金等を納めるのに保険料等で足りない場合の赤字、極端な話赤字ということですかね。その場合に今千葉県内でも一、二市町村、繰上充用を行っている市町村もあります。ただ、これ自体は今後もできるものだというように思っております。

あと保険料の収納率の関係ですが、多分県としましては市町村の規模、被保険者数に応じて、被保険者数が少ない、数千人単位の市町村と10万人、20万人の市町村で同じ収納率ということはありませんので、そこで目標の収納率の設定が違ってくるものかと思っております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 収納率の問題もありますけれども、確かにこうなりますと、収納率を上げるためには相当程度の滞納整理をやらなきゃならなくなるということになりますと、市民の皆さんにとっても非常に過酷な状況になるんじゃないかということが予想されるわけですね。

それからあと、もう一つは基金の安定基金という形で2,000億円ほど積み立てることになっていますけれども、その辺どうなっているか、ちょっと説明をお願いいたします。

○議長（佐久間茂樹） 太田將範議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 滞納整理、収納率の向上ということですが、滞納整理につきましては、従来と同じように県になろうが、公平性を期すためには、従来と同じようには進めていこうと考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 次に、3番目の問題といたしまして、保険料の率につきまして試算したところがもう出てきているわけですね。例えば埼玉県、あるいは北海道、これはもう1回目の試算のときには三つのパターンから計算しまして、どの程度市町村が負担になるかという試算を出しております。その結果、大きいところでは、高いところでは1.7倍、現在の。県

平均で埼玉県の場合1.3倍です。ですから、保険料がこれだけ上がるという形になります。そのほかに先ほどありましたように90%ということになりますと、1割上乘せした分が保険料率として設定されるというふうになるんじゃないかということが心配されております。その点いかがでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高木松夫） まだ千葉県自体は各市町村に納付金なり標準保険料を提示してございませんが、そういうように議員おっしゃるように差が生まれるというのは、もともと議論されているところだというように考えております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 健康保険税のほうが上がることが、ほぼだいたい確実になるという形になるようです。それから、旭市のようにかなり苦しい財政の中で法定外の繰り入れをかなり行っています。こういったところほど厳しい状態なんです。というふうに試算されております。この辺についていかがでしょうか。特に法定外の繰り入れにつきましては、今でもかなりきついということになりますので、これからまたきつくなるんじゃないかということが予想されるんですけれども、その辺の予想についていかが考えておられるか、お聞きしたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高木松夫） 法定外の繰り入れは26、27年度あたりで全国で各市町村が合計で3,000億円ぐらい行っているということであります。この旭市でもここ数年、一般会計からの繰り入れをいただいております。実際まだ県から納付金が示されておきませんので、一般会計からの繰り入れが必要か必要でないかという判断はまだできない状況であります。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 交付金の上納につきましては、一般会計の繰入金については除外して考えられております。ですから、それプラス一般会計からの繰り入れということになると、相当大きなものになるんじゃないかと。特に旭市の場合は震災があつて、なかなか保険料の値上げができなかったという事実がございまして、非常にその点で国保会計が厳しいというふ

うに私思っております。ですから、こういった厳しい状態の中で広域化になって上がっていくということは大変困るわけですね。

先ほどあったように、安定化基金も完全に全部面倒見てくれるわけじゃないみたいですし、非常に厳しい状態になろうかと思います。ですから、こういったことから考えますと、広域化に関しては、相当厳しい見方をしなきゃいけないんじゃないかと。

先ほど言いましたけれども、千葉県はもう試算はとっくにやっているはずですよ。これにつきましては市長、公開高配するように請求していただけないでしょうか。特に市町村会だとかそういったところを通じまして、公明正大な行政を行うためには、市民の皆さんにどれだけの負担をお願いするかということにつきましては、きちとしたお知らせをして、納得のいく形での保険料の設定をしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 私も市長会やら国保の役員もやっているわけですが、その中でもこの新たな広域化の中での保険料はどうなるのかなというような質問やら話はするんですけども、今担当の課長が言った以上のことは私のほうにも情報として流れておりませんが、いろいろこれから諸課題をあぶり出しながら県に要望していきたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員。

○9番（太田将範） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、次の2番目のマイナンバー制度ということで、制度の実施状況につきましてはご報告いただきましたけれども、一つ、二つ確認しておきたいことがございます。マイナンバー制度を導入いたしましたけれども、私どもの団体等も交渉の結果、税務署の窓口、あるいは各自治体の窓口でマイナンバー制度の付されていない書類も受け付けると。そのナンバーが付されていない書類につきましても、同じように扱うということを確認しております。その点もう一度確認しておきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） マイナンバーを記載していただきたいと、記載するというものになっているんですけども、それを書いていないからといって受け付けないということは今のところないと。先ほど言いましたように、一部の方で記載しなくてもいいんだと言われて来

たということで拒絶した方もございます。その方はそのまま税務署のほうに申告書を届ける、そういうことで、ただ、そういうことでなっていますので、お願いしますとはこちらではお願いしている状況です。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 一応確認しておきたいんですけども、やはりマイナンバーついていなくても書類としては有効だということでよろしいですね。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 私のほうからそれが有効だとは申し上げられません。ただ、それを税務署のほうに届けるということで、あとは税務署のほうの判断ということでやっております。

ただ、先ほども言いましたように、これは記載する様式で決まっていることですので、お願いしますということは、その時にお願いしております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 税務署じゃなくて、具体的に僕が聞いたのは市民税の申告あたりでどう扱うんだということなんです。はっきり申しまして、税務署のほうにげたを預けるということではない事案だと思うんですね。そのほかにこれからマイナンバーについての取り扱いというのは出てくるわけですから、それにつきましてはきっちりした対応をしていただきたいと。

国税庁も厚生労働省もマイナンバーが付されていなくても書類は有効であるし、不利益な扱いはしないということを言っております。その点再度確認しておきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 市県民税の申告ということで、私どものほうもまだマイナンバー制度が始まったというばかりで、その理解してもらえないという方がございます。ただ、議員おっしゃったとおり、マイナンバーがなかったから申告を受け付けないということになりますと、じゃ申告はしませんということでもなりかねないということで、一応は先ほど言いま

したようにお願いして受け取っております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 次に、行政からの通知ということで、マイナンバーが付された通知を行政のほうから出すというものがこれから出てくると。具体的に出てくるのは市民税の、住民税の特別徴収という中で、事業所宛てに各従業員の人たちの氏名と税額と、それからマイナンバーを付した書類が送られるということが総務省の通知で出ております。それにつきまして問題があると私は思っているんですね。と申しますのは、本人がマイナンバーはいらないという方につきましては、自分でプライバシーの侵害になるから出さないよという形の方々がいます。それからまた事業所のほうは、そのような従業員のマイナンバーを管理するのは嫌だよという事業所がございます。そここのところで勝手に市役所のほうで、特別徴収はこれはもう法律で決まっていますからやらなきゃいけないことです。ところが、マイナンバーをわざわざ付して各事業所に個人のプライバシーの問題であるマイナンバーを送付するというのはいかがなものかと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 先ほどもお答えしましたがけれども、総務省のほうからは、たとえ本人が事業所のほうに届出をマイナンバーを拒絶したという場合でも、特別徴収の税額通知に関しましては、こちらで番号を入れて事業者には通知するというようにしなさいということで通達が来ておりますので、我々はそれに従って記載した上で事業所のほうに郵送いたす予定です。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 郵送に関しまして、例えばマイナンバーを管理する管理者がいないところにそういったものを送付するということになると、大変責任上問題になると思うんですね。それからまた、マイナンバーを登録する場合には、簡易書留で本人確認をきちっとやってから渡したという形になります。そこまで厳重にマイナンバーを導入するときには行っております。しかしながら、今回出ているのは一般の通知ですので、そういった細かいところまでやれないということになろうかと思うんです。特別徴収の書類に簡易書留で送って管理をきちっとやれということを強制できる権限はどこにあるのでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 太田將範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） マイナンバー法の関係でありますけれども、それぞれ事業所は事業所なりの責務というのがございます。送られてきたやつを先ほど管理する者がいないというのをちょっとどういうことか私には分かりませんが、その事業所のほうに簡易書留なりそういう形で送ると。それを受け取った事業所においては、それを管理する義務がございます。これをほかに流用したり漏らしたりということは、それに対する罰則がございます。これは我々送るほうにもそういう責務もございますし、事業所のほうにもその責務はあるということで法律のほうに規定されております。

○議長（佐久間茂樹） 太田將範議員。

○9番（太田將範） それはちょっとおかしいんですね。事業所のほうに従業員がマイナンバーを届けたということで管理してほしいということになると、それは管理責任が出てきます。本人も嫌だと言っているし、事業所も嫌だと言っているところにマイナンバーを付した文書を送るわけですから、それが机の上にほっぽってあったとか、ポストに入っている間になくなっちゃったとか、そういうところの管理責任というか、非常にリスクが大きいわけです。

それで、この間、前々回あたり一般質問したように、成り済まし詐欺だとか、そういったところでアメリカあたりでは7,000億円の犯罪が起きていると、年間。物すごい規模です。ですから、そういった形での責任を誰がとるのかということ、管理しているところとか、そういったところは一切関係ないんです。通知した行政も責任はとらない。ですから、こういったリスクのあるものを行政がわざわざ送るとするのは、やはりそれは個人のプライバシーに対する侵害に当たるということになるんじゃないでしょうか。違うんでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 太田將範議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 事業所においては、本人がマイナンバーを書かないと、提示しないということであっても、それで伴ってこちらから個人番号を事業所のほうに通知いたしますけれども、それで取得できたという考えではなく、本人からあくまでもその番号を聞く、提出してもらう努力をする必要があるということになっております。

それと、受け取らない、そのポストに入れてあって云々ということですが、その通知を出すときは、今簡易書留を予定しております。簡易書留というのは議員ご承知だと思います。

ますけれども、受領したという、その事業所で受け取ったということになりますので、そこから事業所のほうの管理責任が生じるものと、我々はそのように考えております。

○議長（佐久間茂樹） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 管理責任は出ないと思うんですね。というのは、事業所は管理しないと言っているわけですから。本人も管理してもらいたくないと言っているわけですから、全くもっておかしな論理なんですね。結局こういった形でなし崩しのマイナンバーを行政のほうは出していくということになりますと、やはり大きな問題になろうかと思います。

具体的には東京23区の中でも相当数のところがマイナンバーを付さずに税金の徴収をお願いしますという形でいっているようです。税金の徴収が目的であるのであって、特定の源泉税として集めるということが目的ですので、マイナンバーを付してやるというのは目的外だというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

それともう1点……

○議長（佐久間茂樹） 太田將範議員、4回目の質問が過ぎていきますので、次の質問に入ってください。

○9番（太田將範） じゃ、次の介護保険のほうに移ります。

介護保険で旭市の場合は締め切りよりも1年早く事業を始めたということで、具体的にかなり成果というものが出てきているようですけれども、何点かちょっと質問させていただきたいと思うんですね。

介護保険の導入と同時に介護報酬の中で、特に通所とデイ・サービスと訪問看護ですか、その部分の介護報酬というのは相当下げられたというふうに聞いております。何割ぐらい下げられたのかということと、今度要支援1、2の部分で総合事業として行われる事業につきまして、その報酬部分につきましては、単価につきましてどのような形になっているんでしょうか。ちょっとお願いいたします。

○議長（佐久間茂樹） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） まず総合事業に入る前に、その介護報酬の関係ですね。これについては平成27年4月に介護報酬の改定がありました。それで大きなところでは20%ぐらい引き下げがあったということを聞いております。それで、今回の総合事業との報酬の関係なんですが、まず通所型とか、あるいは訪問型サービスについては、あくまでも国の基準どおりでやっております。ただし市が独自で行います通所型A、これにつきましては、例えば

デイ・サービスですと通常ですとお風呂に入れたりいろいろあるんですが、ある程度の業務を削除することによって人員配置が減るということで、例えばうちのほうでいいますと、先ほど言いましたように、国の示す介護報酬よりも2割ないし3割低い。それは先ほど私が言いましたように、人員配置をその分減らして業務も減らすので下げるということでご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 先行自治体になると思うんですけども、いろいろあちこちの情報を聞いてみますと、千葉県の中でもまだどういった形でやるのかははっきりしないとか、非常に人員配置は難しいとか、そういった形での遅れているところがあるらしいんですけども、その辺の人員配置だとかそういったものの計画が、これから要支援1、2というのは相当ボリュームのある支援度の事業になってくると思うんですね。これについて今の体制でできるのかどうかと非常に心配しなきゃならない状況にあると思うんですけども、現在の予算規模でどの程度できるのかというようなこと、ちょっと私も心配なものですから、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 総合事業に関しまして、現在の予算で大丈夫かというようなご質問かと思います。正直言いまして、これから先65歳以上の高齢者がある程度増えてくる。その中で介護認定、要支援、要介護ともに増えていく中では、確かに議員がご心配されるように費用は増大していきます。それで今国のほうが示しておりますのは、今私が言った通所とか介護のサービスの事業、これは事業所がやるんですが、それ以外にサービスBといいまして、地域住民のボランティアも含めたその対応、要はうちのほうでいいますと、今「あさピー☆きらり体操」等を主体にいろいろ各団体といろんな運動やっているんですが、そういう部分も含めて、また国のほうでいいますと、高齢者サロンと高齢者カフェ、子育てのほうでハニカムというのがあるんですが、あれの高齢者版を人口1万につき1か所の割合で2025年までに作りなさいというのがあるんですね。要は介護の費用だけではどうしても無理な部分は知恵を出すということはちょっと語弊がありますけれども、ある程度金をかけないで市民の協力者のボランティアの理解を得てやりなさいということを推進しておりますので、その辺も含めて今後進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員。

○9番（太田將範） そういった方々をケアしていくというのは非常に大切なことなんですけれども、現在でも要支援1、2の方々の状況を聞いてみますと、かなり深刻な状況なんですね。要支援1、2にも該当しないという方々が非常に多いと。また、認知症になるとほとんどもう分からないというふうな状態です。ですから、これにつきましては、やはりこれから旭市が生活のしやすい日本一の暮らしやすいまちにしていくためには、やはり相当知恵を絞って、ある程度お金も出していかなきゃいけないんじゃないかというふうに思うんですけれども、市長のお考えをちょっとお聞かせいただきたいんですけれども。

○議長（佐久間茂樹） 太田將範議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 今の質問なんですが、確かにどんと増える、議員のおっしゃったとおりです。まず認知症対策なんですが、これについては国は平成30年度から各市町村とも認知症、例えば集中支援チーム、専門職、医師、看護師、保健師等を含めて3人である程度ピックアップした家庭を訪問して、早期発見、早期医療につなげるような対策をなさというのがあります。

それともう一つが、認知症サポーターというのがあります。これは今、国が全国で600万人を目標にしているものが、今度800万人にしました。要はそういう地域ぐるみでまず認知症対策をなさというのがあります。

それから、先ほど私言いました市独自の通所型サービスA、これにつきましては要支援1、2の手前、まさに予備軍の事業対象者、旭市でいますと約150人ぐらいいるんですが、その方々にもサービスAで介護保険の予算で対応しております。ある程度、先ほど私が言いましたように、その国の言うボランティアも含めて極力努力していきますので、よろしくお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 特に要支援1、2対策については非常に大切な問題だと思いますので、これからも重点的に取り組んでいただきたいと思います。

それから、今国のほうで計画されております要介護1、2の問題ですね。それから、先ほどご説明がありましたように、その影響というのはどの程度考えられるのかというようなことについて、ちょっと担当課長からお話を聞きたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 今国が考えております要介護１、２の方、これが要支援１、２と同じ市の所管事業とすると。そういたしますと、例えば介護１、２、３、４、５ですと該当者は直接事業所と契約をして、ケアマネジャーを設置するんですね。ところが、市の所管事業になりますと、あくまで市のほうに申し込まれて、うちのほうの地域包括支援センターの専門職だけでは対応できない場合、市のほうで事業所を探してやるという窓口があくまでも市になります。それで、旭市の場合、要介護１、２でだいたい1,200人ぐらい今いますので、だいぶ人的にも費用的にもちょっとかかると思います。ただ、これについては先ほど私が言いましたように、あくまでも今厚生労働省と財務省の中で協議をしている段階で、決定ではないということでご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 太田將範議員。

○９番（太田將範） 分かりました。

このように給付の中身も保険料も高騰していくということになりまして、介護認定のほうも特養以外はほとんど市の事業になってしまうということになりますと、そもそも介護保険制度をつくってきた意味というのがなくなるんじゃないかと思うんですね。ですから、それでしたら、もうきちっと市のほうが全てやるというようなシステムのほうが僕はいいんじゃないかと思うんですね。先ほどありましたように、これから1,200人も要介護１、２の方々がなだれ込んでくるということになりますと、大変な問題になるんじゃないかと思うんです。恐らく人的にも予算的にもちょっと成り立たないんじゃないかと。市の負担が大き過ぎるというふうに考えられます。ですから、これにつきましては、やはり市長も市長会等を通じまして、さまざまな意見を上げていっていただきたいと、これは要望ですので、特にご回答は結構です。

次に、ワンストップサービスということで質問させていただきたいと思います。

現在、ワンストップサービスというのは非常にまだ端緒についたばかりで、かなりうまくいっているんじゃないかなと思うのは消費生活センターですか、そこら辺につきましては、かなり相談の窓口からいろんな形でのシフトができてきているというふうに私は感じているんですけれども、私議員になりたてのころ、この問題取り上げまして、ワンストップサービスできないのかということで、それからすぐに消費生活センターというのができたわけです。その中でやはりかなり成果が上がってきているように私は思っています。

特にハローワークの出店側の隣にありまして、やはりそういった特に昔ですと多重債務の問題があつて、それと税金の滞納問題、これがかなり大きな比重を占めておりました。その

中で多重債務を掲げる方々が相談に来た場合、就労に結びつけたり、弁護士を紹介して債務整理を行ったりということで、かなりワンストップサービスというのが機能したというふうに考えております。

これが福祉の部分、こういった部分についてもきちっとやっていく必要があるんですね。現在ほかの市町村でやっている中身といたしましては、徴収と多重債務の問題を引っかけて、多重債務で過払い金が生じたやつを税金の徴収に充てているというような形で矮小化されているという形の部分が非常に大きいと思います。旭市の場合、これからその方々の生活の基盤を整えるということで、やはり働く場所と債務問題、こういったものをやっていくような形でのワンストップサービスということを考えていただきたいと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（浪川 昭） それでは、ただいまの徴収の中の多重債務の関係ということでございますので、行革のほうで徴収対策室という中で、各債権課で徴収対策会議というのを設置してございますので、その中でまたいろいろ検討をしていくと。また、この関係の職員の研修等々にも参加してございますので、その辺を生かしながら対応していきたいと、そういうふうな回答でよろしいでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、私のほうは消費生活センターの関係でございまして、実は庁内連絡会議っていうのがございます。これにつきましては、旭市多重債務支援連絡協議会ということで、市の税務関係、福祉、うちのほうも含めまして、それによって庁内の連携を図っておりまして、多重債務問題の事例の検討やそのほか各担当で行っています支援の部分について情報交換を行っている状況でございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 滋賀県の野洲市というところがございまして、市民生活相談課というのがありまして、その辺のシステムがきちっとできているというふうに聞いております。相談内容も非常に多岐にわたっているということになっておりまして、各専門分野の方々が集まってワンストップサービスができるという形になっているようです。

確かに現在の分庁舎の問題では、なかなか1か所に集まって簡単に横の連絡をとるという

のは難しいかもしれませんが、特にこれから新庁舎を建設するに当たりましては、その辺のことを十分考慮した上での建設計画を立てていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加藤正彦） 今基本計画を策定中でございますが、その中でも連携する課、それらは近接に全て配置するような形をとっていきたい。具体的には今後実施する基本設計の中でどのようにしていくかを明確にしていくことになると思います。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員。

○9番（太田将範） だいたいそういう形で新庁舎の問題と一緒に、そういった組織を考えていただくということですので、期待しております。

以上で質問を終わります。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員の一般質問を終わります。

◇ 有 田 恵 子

○議長（佐久間茂樹） 続いて、有田恵子議員、ご登壇願います。

（4番 有田恵子 登壇）

○4番（有田恵子） 議席番号4番、有田恵子でございます。

今回の一般質問は四つございます。

一つはあさひ砂の彫刻美術展に対する市からの補助金320万円についてでございます。

昨年は345万円を市は出しております。昨年の砂の彫刻実行委員会決算書収支額は2,051万円でございます。そのうち入場料は826万円、中でも企画運営費が705万円と突出した金額でございます。この費用、企画運営費の明細、看板代、テント代、新聞折り込み、ポスター、記録費用等あろうかと思いますが、それぞれの費用を教えてくださいと思います。

二つ目の質問は、市から補助金320万円を交付した上で、入場料を徴収させることについてでございます。

札幌雪まつり、旭七夕まつり、袋公園桜まつり、どれをとっても入場料は取っていません。入場料を徴収するイベントであれば、補助金を出す必要はないではないかと思います。補助金を今年も予算の中で計上されておりますが、その出す根拠を伺います。

大きな質問事項二つ目は、東京オリンピック事前キャンプ地誘致についてでございます。
この件については二つの質問がございます。

一つ目、ドイツ・デュッセルドルフ訪問の概要についてでございます。

誰が行きますか。何人で行きますか。日程はいつからいつまでですか。費用は幾らですか。
1人当たり幾らですか。

二つ目は内容について伺います。

まず、この企画は誰が考えたものですか。誰が誰に会って何を交渉しますか。現在、オリンピック事前キャンプ地の候補地はどこが名乗りを上げていますか。どこの地域との勝負がかかっていますか。旭市にキャンプ地が誘致される確率は何%であると考えていますか。そして最後、費用対効果はどのようにになりますか。

次に、大きな質問事項三つ目、旭市環境基本計画についてでございます。

このことについて二つ質問いたします。

一つ目は蛇園出清水地区ホタルの里の真ん前に飯岡海上連絡道三川蛇園線を通すことについて伺います。

旭市は平成17年7月に旭市環境基本条例を施行し、自然環境の保全と活用という施策を掲げました。九十九里の海岸地域では自然環境保全のために車両は入れません。いすみ市にもホタルの里がありますが、その周辺では同様に車の乗り入れは禁止しています。飯岡海上連絡道は環境基本条例の施行のずっと後に造られようとしています。この道路によって寸断される花畑を含むホタルの里の環境が破壊されてはいませんか。そのことについてお答えいただきたいと思います。

環境基本計画二つ目の質問です。

鎬木古墳群等貴重な市の指定文化財17個放置していることについてでございます。

2年前にも同じ質問をいたしました。全く改善されていないのを確認しましたので、再度の質問となりました。昭和50年代に旭市教育委員会が指定文化財と決めたわけでございます。ところが、原形をとどめない、草木がぼうぼう、森林状態のまま放置しているのはなぜですか。

最後、大きな四つ目の質問事項に移ります。

飯岡中学校舎外構工事についてでございます。この件については8回目の質問でございます。

確認しておきたい点が二つ残ってございますので、再度の質問となりました。

ウェルポイント水抜き工事に絞って伺います。これについては細かく五つの点について伺います。

工事が終わって玄関も確定して7か月もたってから設計業者に実際にあった工事の内容と違う内容の見積書をなぜ作らせたのですか。これは重要とか軽微だとかの問題ではございません。

二つ目、実際の工事費は850万円であるのに、設計業者の後で作った見積額は、その3倍以上の2,700万円でした。なぜそのような非常識な請求額が記された申請書を議会に提出されたのですか。俗に言う赤本、積算基準書によってもこんな金額になるはずはありません。

三つ目、後で作った見積りそのものが工事水増しではないでしょうか。

四つ目、このような理不尽な請求書が設計業者から回ってきた場合、担当課として、公務員としてチェックして相手におかしいと言う義務があるのではないのでしょうか。

最後五つ目、旭市の議案は何でも通ると担当課長ははっきりおっしゃいました。したがって、飯岡中学校校舎外構工事増額申請においても、中身はどうあれ何でも通るものだからと軽く考えて、設計業者の作成した見積書をすんなり認めたのでしょうか。

以上で1回目の質問を終わり、自席に戻りまして2回目の質問をさせていただきます。

○議長（佐久間茂樹） 有田恵子議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、私のほうから1項目めの砂の彫刻美術展について、

（1）の決算の企画運営費705万4,584円の内訳ということでございました。

先ほど議員のほうからありましたように、看板につきましては71万5,952円、新聞の折り込みにつきましては36万444円、ポスターの制作につきましては28万174円でございます。そのほか植木のリースを含めて、これ附帯設備がございまして、それらにつきましては39万9,708円、そのほかの物販の仕入れとしまして53万5,021円、あと3Dというんですかね、眼鏡のレンタル、これにつきましては22万9,700円ということでございます。そのほか舞台の足場、それとリースの関係等ございまして、これが約100万円程度でございます。大きなものでいきますと、そのほかに音響機器の関係、これが16万7,548円、入場券の券売機レンタル21万6,000円、それと設備の関係でいきますと椅子とか机、それとかキャスター、あとトイレの関係等ございまして、これが約130万円程度でございます。そのほか施設の管理ということで、アルバイト代というんですかね、これにつきましては61万3,000円でございます。あとそのほか草刈りとかそういうもろもろがあつて、トータル705万4,584円となっております。

す。

続きまして、市からの補助金が320万円、こうして入場料を徴収する根拠についてお答えいたします。

あさひ砂の彫刻美術展につきましては、平成25年3月には総務省所管の公益法人であります地域活性化センターが主催する第17回ふるさとイベント大賞で優秀賞、また復興応援特別賞の二つの受賞をはじめ、昨年の文化の日には千葉県の功労者表彰、地域観光振興功労を千葉県知事より受賞いたしました。これらは毎年多数の観光客誘致に努め、観光の振興が図られていることが認められたもので、旭市の夏を代表するイベントの一つと広く知られております。

昨年は「砂の大恐竜展」と題しまして、東京から日帰りバスツアーで来場される方々にも好評と聞いております。

また、千葉県のイベントになりますが、昨年の10月には東京で行われました観光の商談会へ実行メンバーの方が参加されまして、観光業者から平成29年度の予定などを詳しく聞かれておりました。今年につきましては、開催場所の変更に伴う砂の運搬費用をはじめ、展示作品の巨大化やイベントの拡充、3D映像放映など経費が増大することから、入場料500円を徴収することとなりました。

また、入場料500円につきましては、一度入場料をお買い求めになると、開催期間中何度でも入場できることとなっております。また、中学生までは無料です。補助金につきましては、イベントを支援することにより、多くの観光客を誘致し、地域経済の活性化や観光の振興が図られることから交付するものでございます。

なお、補助金の交付の決定に当たりましては、申請者、実施団体から補助金の交付申請書が提出されます。申請書には事業計画、収支予算書等が添付されていますので、それらの内容を審査、確認しまして交付決定しているものでございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 体育振興課長。

○体育振興課長（加瀬英志） 体育振興課からは2番の東京オリンピック事前キャンプ地誘致についてお答えいたします。

まず、概要ということですが、この事前キャンプの内容から説明させていただきます。

事前キャンプ地の誘致の手段、こちらは二つありまして、組織委員会を通じた世界への情

報提供、あとはそれ以外の方法でアプローチするという方法になります。旭市でも同様の方法で事前キャンプの方法を進めているところですが、事前キャンプは大会に参加するアスリートのコンディションやパフォーマンス、こちらの維持・向上を目的に行う大会期間前の練習となります。このため任意に実施するものであり、また実施する、しないも選手団の決定事項となってしまいます。このようなことも含めまして、組織委員会におきましては、一自治体の求めに応じた誘致や決定を行うことができないため、直接交渉が必要となってまいります。

このような中、今回のデュッセルドルフ市訪問については、人数は6名です。内訳は市長、体育協会、卓球協会及び職員3名の計6名を予定いたしました。日程は5月26日から31日です。目的はドイツ卓球チームの事前キャンプ誘致となります。費用は旅費、現地ガイド、通訳委託料等、訪問に関係する部分は360万9,000円となります。1人当たりとなりますと約60万円となります。

次に、(2)に関係する誰が考えたのかということですが、こちらはこのデュッセルドルフ訪問に関しては、日本卓球協会をはじめとした卓球関係者、こちらのほうから今年の5月にデュッセルドルフ市で開催されます世界卓球大会、この機会にトップセールスすることが効果的であるとの情報を得ました。そのため訪問を計画したものです。

現在どこが名乗りを上げているかということにおきましては、事前トレーニングキャンプオンラインガイドというのがございますが、卓球競技で絞り込みますと44施設がガイドブックに載っております。うち関東が12、うち千葉県は一つとなっております。なお、千葉県は旭市のみとなっております。

それと確率なんです、確率においては全く現状では分からない状況です。ただ、オンラインガイドに載せて情報発信しているだけで受け身だけではなく、直接交渉をしたほうがいいだろうということで、こちらのほうは考えているもので、現状で最善策ではないかと考えておりますので、費用対効果については結果が出ないと何とも言えない状況となっております。よろしくお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 環境課長。

○環境課長（井上保巳） 私からは3項目めの旭市環境基本計画についてお答えいたしたいと思えます。

環境基本計画につきましては、旭市環境基本条例に定めている環境保全に関する基本理念の実現を目的としているものでございます。その中で自然環境を損なわないということで保

全していくという方針を定めている中、道路建設等で環境が破壊されてはいないかということのご質問だと思います。

通常、工事など各種事業担当課において立案する場合には、周辺の環境に与える影響を最小限とするような、そういった計画をしていると思っております。本件の飯岡海上連絡道路三川蛇園線においても環境に与える影響に十分に配慮し計画、実施されているもので、自然環境の保全という方針にも配慮された事業であると理解しております。

続きまして、2項目めですね。環境基本計画の中の鐺木古墳群等の貴重な県、市の指定文化財を放置しているということにつきましてお答えいたします。

環境基本計画におきまして文化財に係る方針としましては、ふるさとの自然を守るためという基本項目におきまして、これまで守り受け継いできた文化財等も保全すべき資源であるとしております。ですので、次の世代に保存、継承していくという方針でございます。

環境課のほうからは以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） それでは、私のほうからは大きな3項目めの（2）改善されていないというようなことのご質問であります。

まず初めに、市内の文化財の状況について申し上げたいと思います。

旭市には130の指定文化財があります。その内訳としましては、国指定である大原幽学関係が2件、県指定文化財は14件、市指定文化財は114件となっております。また、鐺木古墳群につきましては、県指定文化財が1件、市指定文化財が10件となっております。

そして次に、草木に覆われて原形をとどめない、あるいは森林の状態のまま放置しているのはなぜかということのご質問であります。

これにつきましては、文化財の管理は所有者等が管理しなければならないと条例で規定されているところであります。今後は適切な管理が行われるよう周知に努めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（佐久間茂樹） 庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 庶務課からは大きな項目4番目の飯岡中学校校舎外構工事について回答いたします。

事前の通告では二つだったんですけれども、今五つ聞きましたので、できる限り今質問を受けたことについて回答のほうをさせていただきます。

一つ目で、7か月たってから議会のほうに出したということの件ですけれども、これにつきましては、変更契約については主要構造物の工事も完了して、工事の増減の変更金額がまとまったものが平成27年8月のため、9月議会に提案させていただきました。工事の途中で変更契約が生じた場合、議会の議決が必要であることは認識しておりますけれども、その場合、工事を一時中断し変更契約に係る議会の議決を経て工事を再開するということとなります。

県のガイドラインでは、設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が発生した都度遅滞なく行うものとされておりますけれども、ただし書きで、軽微な設計に伴うものは工期の末をもって行うことをもって足りるものとするというふうに記載されております。変更工事というものが工事が終わって、今後変更がないということがはっきり分かりましたので、それが6月、7月ということなので、その後ではっきり変更が決まった後に議会のほうへ提出させていただきました。

二つ目の850万円じゃなくて2,700万円ではないのかということの質問ですけれども、これについては今までも説明のほうをちょっとさせていただきましたけれども、設計変更についてはウェルポイントの設置撤去の施工数量や稼働日数及び管理、工事等の実績から県の積算基準に基づき積算しております。ということで、その850万円が正しいかということについては、それについてはうちのほうでは適正なものとは考えておりません。

それで、3番目でこれは水増しではないのかというようなお話だったんですけれども、これについても今お話ししたように、積算基準にのっとって行っておりますので、水増しではありません。

あと4番目の、担当課のチェックをすべきではないのかというようなことですが、これについては設計変更に当たっては、設計事務所が工事实績から積算基準に基づき積算のほうをいたしました。この設計を市も確認し、適正なもの判断して変更契約の手続きを進めたものです。

5番目の議会は何でも通るということについては、これまでもいろいろ何回もありましたけれども、これについてはそのようなことは発言はしておりません。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 一般質問は途中ですが、午後2時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 9分

再開 午後 2時25分

○議長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、有田恵子議員の一般質問を行います。

有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 2度目の質問いたします。

今年も入場料を取らせることになるのでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 今年度の入場料ということでございますが、まだ実行委員会の

ほうから申請書が上がってきておりませんので、内容については把握してございません。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 再々質問。

このイベントが始まってから、開始の年から昨年に至るまでの各年度の入場者数の推移を伺います。

○議長（佐久間茂樹） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 入場者数でございますが、昨年は6万8,000人という報告を受

けています。その前の27年度につきましては10万3,000人と記憶しております。申し訳ございませんが、26年度につきましては申し訳ございません、手持ち資料がございません。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 各年度。二つしか言っていない。

○議長（佐久間茂樹） 商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） すみません、ちょっと資料を持ってきませんでしたので、26年につきましては申し訳ございません。

（発言する人あり）

○議長（佐久間茂樹） 有田恵子議員、手を挙げて。これで4回目になりますので、まとめて

上手に質問してください。

○4番（有田恵子） 入場料が昨年826万円、つまり一人500円。何回でも入れるというパスポートでしょうけれども、何回も行ったというような話はあまり聞かないですけど、そうすると1万6,000人になるんですけれども、6万8,000人どこでどうなりましたか。この計算の根拠教えてください。

○議長（佐久間茂樹） 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。
商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 先ほども言いましたように、中学生以下の方は入場料無料ということでございまして、入場者6万8,000人につきましてはカウント、機械がございまして、それでカウントして6万8,000人ということでございます。
以上です。

○議長（佐久間茂樹） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 2番目の質問で再質問します。

入場料をそもそも徴収するということは、もうボランティアの域を超えているのではないかと。商売としてという感じがいたしますけれどもいかがでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。
商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 補助金を出して入場料を取るのはいかがということでございましょうか。

これにつきましては、先ほども言いましたように補助金の交付申請というのがございます。これにつきましては、事業者、申請者から補助金の申請を受け付けます。そのような中でこれが市のためになる、観光行政につながるということでありますので、それによって交付してございます。

それと先ほどの入場者数につきましてはでございます。24年度につきましては3万8,500人、25年度につきましては5万2,000人、26年度につきましては6万8,000人ということでございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） もともとの砂の器、発祥の時からちょっと知っているんですけれども、補助金ゼロからスタートしてすごく頑張って来られたイベントなんです。今やこの決算書を

見ると2,050万円の額が出ておりまして、協賛金、いわゆる企業、我々企業なんですけれども、からも620万円が出ておりまして、これどう見てもボランティアがやっているような感じではないように思えます。そこに入場料取ったというようなことですので、繰越金も十分出ております。去年も出て今年もちゃんと出ております。これはいいイベントだとは思いますが、これだけ見込まれる収入がいっぱいある中で補助金を出すということはいかななものなのかなと思うんですけれども、それはどういうふうにお考えですか。

○議長（佐久間茂樹） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 確かに年々予算規模は大きくなっています。逆に規模、今回は大恐竜展ということで大規模な砂像を造っております。そのような観点からしますと事業費も当然大きくなってくものと考えます。

また、それによりましていろんな地区、県外ですね、東京、そちらのほうにもPRできるということでよろしいと思います。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 私はこれ反対しているわけでも何でもないんです、実は。素直な感じで物を言っているだけのことなんです。私も2回行きましたから。それだけのことなんですけれども、やはり砂の器ですから元の砂のところに戻していただいて、入場料取らないような状態でずっと続けていただきたいというのが素直な感想でございますので、その辺をお含みいただいて補助金出すなりだったらすぐ納得できると思います。もうこれで結構でございます。この件は終わります。

○議長（佐久間茂樹） 有田恵子議員、次の2番目に入りますか。

○4番（有田恵子） はい。

○議長（佐久間茂樹） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 東京オリンピック事前キャンプ地誘致、2回目の質問させていただきます。

先ほどの答弁、抜けています。ちょっときちっとやってくださいね。誰が誰に会って何を交渉するかという、そこが大事なんです。誰が誰に会って。

日程のところをお聞きしましたら5月26日から5月31日、これ今年の話ですね。実際に国際大会、ジュニア卓球大会、これはいつですか。この日と皆さん方が行かれる日とが整合と

いうことをお聞きしていいですか。

○議長（佐久間茂樹） 有田恵子議員に申し上げます。

今、再質問は大きな２番目の（２）に入っているようなんですけども（２）でよろしいですか。内容をよく整理して。

○４番（有田恵子） （２）でいいです。

○議長（佐久間茂樹） （２）でいいですか。じゃ、続けてください。

（発言する人あり）

○議長（佐久間茂樹） 有田恵子議員、続けてください。いいですか。

（発言する人あり）

○議長（佐久間茂樹） 体育振興課長。

○体育振興課長（加瀬英志） 大変申し訳ありませんでした。

まず、誰が誰に会ってということですが、こちらはデュッセルドルフ市における交渉は市長が、ドイツ卓球連合またデュッセルドルフ市長またデュッセルドルフのクラブチーム、こちらの代表と面談交渉を行い、旭市を事前キャンプ地としてPRすることを予定しております。

それと日程の件なんです、ドイツの訪問は５月２６日から３１日になります。また、世界卓球大会というのは５月２９日から６月５日に行われます。この直前に訪問するという予定になっております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 有田恵子議員。

○４番（有田恵子） これよく聞いていたら、これいい加減に聞いていたらよく分からないんですけど、５月２６日から３１日まで行かれるんでしょう。ですよね。私はデュッセルドルフ詳しいんですよ、実は。申し訳ないけど３回ぐらい行っていますからね。具体的に言いますよ。２６日から行って３１日にバックする。この間１．５引いてくださいね。どこで交渉できますか。世界大会が５月２９日から６月５日、これどこで重なりますか。重なる。お土産買うだけでいいですよ、これ。具体的に私は言っているんですよ。本当にそうなりますよ。この日付、この日程誰が考えたかということが一番これ大事な私のきょうのポイントなんです。誰が話すっていったってできないですよ、これ。この日程ということです。お答えください。一番大事なところで、ここが。

○議長（佐久間茂樹） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（加瀬英志） この日程ですけれども、こちらのほうは日本卓球協会、そういう卓球関係者がまず事前誘致キャンプを行うのであれば世界大会が行われる直前に、大会期間中は会えません、その前日に訪問するのが一番いいだろうと、そういう話から大会の始まる前に会おうとするもので、実際私たちが計画しているのは5月26日に出てドイツには5月30日までしかいれません。大会が29日ですので、その26、27、28、29この4日間こちらの中で会えるように調整しているものです。

よろしくお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 有田恵子議員、4回目の質問になります。

○4番（有田恵子） ドイツ語ですし、この前の質問もしていました。ドイツ語、英語、日本語とこう三つ重なってきますよね。大変ですよ、本当に。何を交渉できるかななんて心配してあげているところなんですけどね。

最後、費用対効果、そんなもの分からないというようなことで、キャンプ地が誘致される確率が何%、これも分からない。それは分からないでしょう。44施設、関東から10人、千葉県から一つ、13個、すごい数の中から当てるわけですから難しいですよ。不可能に近いようなことをされているということなんです。行くなとはそんなこと言ってませんよ、私一言も。そういう中でどれだけ努力してできるかということで、これだけ皆さんも費用も分かりました、全部分かりました。現実にオリンピック来た時に思い出しますからね、ちゃんと。そのために単なる遊びで行く旅行ではないということを証明できることをしていただきたいと思って申し上げておりますので、以上です。よろしくお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（加瀬英志） 費用対効果、確率も分からない、確かにそのとおりでございます。ただ、先ほども申しましたが今旭市が事前キャンプに行っている情報発信、受け身の体制でしかありません。ですから直接交渉することによって少しでもいい成果が上げられればということで計画したものとなっております。

また、千葉県、デュッセルドルフ市の関係、また県知事がデュッセルドルフ市を去年も訪問している中では、その千葉県と旭市、デュッセルドルフ市、少しでもいいポイントを上げながら交渉に努めたいと考えております。

よろしくお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 大きな質問事項三つ目、2回目の質問いたします。

先ほど環境課長から答弁いただきました。ここで質問なんですけど、あそこはホタルの鑑賞できる場所では有名なんですけれども、ホタルのことをご存じですか。

○議長（佐久間茂樹） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） 私も昭和34年生まれで現在この年でございますので、小さいころは近所の田んぼ等でホタルも見たことございますので、知っているつもりであります。

○議長（佐久間茂樹） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 近年ホタルの環境、鑑賞できるところは、日本中どんどん減っているわけです。鹿児島市も有名どころありましたけれどももうなくなってしまったということらしいです。

ホタルの鑑賞は、周辺の家屋の明かりはもう消す。電柱の光も消す。車もライトも禁物ということが常識なんです。海上道路、幅が14メートルぐらいありますよ。今1台も通っていません。少ししか通っていませんから分からないんですけど、あれが開通して通ったらすごい数、間に電柱の光置くようなことになりますよね。そうすると実際に鑑賞すると、鑑賞、5月25日から6月7日ぐらいに、私なんかほとんど毎日行くんですけど、車なんかみんな電気消しますよね。それできない状態になってしまうわけです。ホタル嫌いだったら、嫌いな人は分からないでしょうけれども、環境の自然を大事にしようという環境保全のためという施策を掲げているのであればあれが平気でおれますかね、課長。

○議長（佐久間茂樹） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） お答えします。

確かにホタルには光がない、本当に光のないところに住んでいるというふうに認識しております。実はちょっと私も聞いたところによりますと、建設課のほうの計画におきましても車両のライトというものをなるべくホタルの生息地に届かないようにということで、植樹帯を設けるというような計画をしているというふうなことを聞いたことがございます。

また、もう1点ですけれども今現代の社会におきましては、環境に影響を全く与えずに私たちの社会生活を営むというのは非常に難しいことと考えております。確かにホタルの生息地ということで保全はしていく必要はございますけれども、それとともに市の重要な路線と

いうことですので、自然と人間が共生するという言い方をさせていただきますとそういう方向で建設課のほうと、ちょっと名前を出して申し訳ございませんが、事業を進めているということですので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 手は。今度4回目になりますけれど。

有田恵子議員。

○4番（有田恵子） ホタルのことだけではないんですよ。お花畑、それから桜の木、いろんな花が毎年繰り返し咲くところですね。畑を寸断していますし、田んぼも、あれやるとトラクターが向こう通れないような通りにくくなったりします。いろんな意味で不便をかけるようなことになってしまっている道路なんですけれども、ここは建設課に文句を言いたいところなんですけれども、これ要望なんですけれども、協議して建設課とか環境課とかそういうのを話し合ってそれで最善を尽くしていただきたいなという、そういう話し合いとかいうようなことはされなかったんですか。これが最後のあれです。どちらでもいいですよ。

○議長（佐久間茂樹） 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） 計画地につきましては、現状水田、転作をしてコスモス等が植えてある地域だと思っておりますけれども、特別に法規制というものも自然保護に関する法規制もない地域と理解しております。今回の先ほども申し上げましたが、計画策定の時に建設課のほうで十分ホタルに与える影響等も考慮しているというふうに聞いておりますので、今回に限りましては、策定においての協議というものは当初はされておりました。今後そういった影響があるようであれば、もちろん環境課としても建設課とともにいろいろ対策を考えていく必要があるかと思っております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 次に、古墳のことを2回目の質問お願いします。

あの古墳、市の指定10個ぐらいあったか、県もありますね。御前鬼塚とかいろんな名前がついておりますけれども、全部神社の所有であったり、土地が、個人の所有地であるということは認識しているわけです。そうしてしまうと全国そうなんですよ。全国の古墳が。けれどもきちっと整備されているわけです。指定を一旦県であったり国だったり市であったりするとですね、くいも打ってありますし。今鏑木のほうへ行くと看板見えないですよ。自分で上げて草木をぼうぼうとしているところをめくるというか、そんな感じじゃないと分からない

いような状態なんですけれども、所有権が個人であろうと神社だろうとその辺はメンテのところを草ぼうぼう、これは市の予算ではできないものか伺います。

○議長（佐久間茂樹） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） ただいまの看板が見えないようなものもあるということで、そのメンテナンスに関して市の予算をということでございます。

これにつきましては、担当課としましても看板等の巡回を行いながら適切に管理を、看板が見えるように、これは市のPRにもつながりますのでそういったことはやっていく予定であります。

以上であります。

○議長（佐久間茂樹） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 今、全国的にも古墳ブーム、古墳まんじゅうとか古墳マットとか古墳ドレスとか何かいっぱい出て、女の子の間で非常に人気があるわけです。観光誘致するのは若い女の人だということになっておりますので、この辺を利用して若い女の子が来ると若い男が来るというようなことで、若い人たちを誘致するような、この古墳で何かできないかなと観光課の方にもお願いしたいところなんですけれども。何か分からないですか、古墳、一生懸命言っているんですけど、ちょっとこれ答えていただけませんか、どなたでもいいです。

○議長（佐久間茂樹） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） ただいまのご質問でございますけれども、古墳がだいぶブームになっていると、で観光誘致は若い女性からというようなことのご質問であります。

担当課としましても、文化財を適切に保存管理して後世に継承していくことは非常に重要なことでもありますし、また貴重な観光資源でもあるというふうに認識をしているところであります。

それとPRにつきましては、まず市内向けとしまして小中学校長会議の際に、鐺木古墳群等を含めまして社会科の授業、そういったものに活用していただきたいということで周知をしているところであります。

また市内向けの、市内外ということになろうかと思っておりますけれども、PRにつきましては道の駅季楽里あさひに文化財マップを配置してPRに努めているところであります。

以上であります。

○議長（佐久間茂樹） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） これ最後ね。鎗木古墳群、小学校のちょうど上の辺りにあるんですけども、法王塚とか大塚ですか、あるんですけど名前がついた、三つの古墳の横に埴輪があるんですよ。埴輪が出ているんですよ。埴輪といってもかけらなんですけれども、芝山町なんかでも埴輪が出ていますが、ああいうのもかけらばかりなんです。あとで作っていくんですけどもね。あとで作ろうと何でもいいんですよ、埴輪が出たと、あったということ自体が重要なことで、この三つ古墳から埴輪が出ているというその存在確認されているわけですから、これ大変なことなんです。これ教育委員会、頑張ってやっていただきたいなと思いますね。広めていただきたい。埴輪だらけにして石垣みたいにしてね。よその県はみんなやっているんです。そういうことで若い人を誘致するためにもう埴輪であるところ古墳であるところも再現させて復元させてというような事業をやれば人口増えるんじゃないかなとふと思ったりするんですけども、よろしくお願いします。コメントだけお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） ただいまのご質問はその埴輪のかけらが三つの古墳から出土されているというようなことで、そういった埴輪を復元させてPRに努めろというような質問であろうかと思えます。これにつきましては、早速確認をしまして復元可能かどうか確認しながら、PRに努めていきたいと思えますので、よろしくお願いいたしますと思えます。

以上であります。

○議長（佐久間茂樹） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 最後の大きな質問の飯岡中学校舎外構工事、これしつこいようで、もう課長も嫌がっているの丸分かりなんですけれども、確認だけとりたかったものですから。私はぐちゃぐちゃなことは言っておりません。本当のことしか言っておりません。これもお答えいただいても100回聞いても同じことをおっしゃるからもう聞きたくもないですからおっしゃらなくていいです。ただ、あと11分ですし別にいいです。

申し上げたいことはガイドラインとかいうのがありますからね、県も。国が作ったのをまねして県が作っているんですけども。そのガイドライン、これ重要か軽微、金額は常識的かどうかチェック、緊急事態だったら速やかに報告して議案を提出する、その場で提出するかこれ全部載っているんですね、全部載っていますよ。私は穴があくほど読んでいますからね。ちょっとずれた仕事をしているんじゃないかなという感じで、このとおりにやっていた

だきたい。重要であるか軽微であるか、軽微のほうをとっているわけで、重要なんです、あれ。もうそこから間違っている。課長の好きなほうばかりとっているわけですよ。業者を喜ばせることばかり。

これ何で言いますかという、この飯岡中学の建物の財源はこれは復興資金なんです。復興のためにこれ税金なんです。本当に税金ですよ、これ血税。寄附も入っていますからね、全国からの。大事に使わないといけないお金なんです。だからきちっとした仕事をしていただきたかったんですよ。それでへらへら笑いながら議案は何でも通るからいいんだとか、そういうこと言われたらもうかちときますから、それで私は申し上げたんです。言ってないって言いますけど言っています。あの辺に証人いますからね。そういうことで税金です。きちっとチェックして執行するのが公務員だと思っています。当たり前の話なんですけど。きちっとやってください、税金は。特に復興資金。

これで以上です。終わります。

○議長（佐久間茂樹） 有田恵子議員の再質問……いいですか。

（発言する人あり）

○議長（佐久間茂樹） 答弁いいですか。

有田恵子議員の一般質問を終わります。

◇ 伊 藤 房 代

○議長（佐久間茂樹） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（１３番 伊藤房代 登壇）

○１３番（伊藤房代） こんにちは。議席番号13番、伊藤房代です。

平成29年第1回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

今回、私は大きく分けて4点の質問をさせていただきます。

1点目、食品ロス削減について、2点目、住宅用太陽光発電の補助金について、3点目、出産祝金・入学祝金について、4点目、助け合い支え合う地域づくりについて質問いたします。

まず1点目、食品ロス削減について質問いたします。

（１）賞味期限を正しく理解するよう徹底できないか。食品ロスとは、日本では年間2,797万トンの食品廃棄物等が出されています。このうち食べられるのに廃棄される食品、

いわゆる食品ロスとは632万トンと試算され、世界全体の食料援助量年間約320万トンの約2倍に匹敵します。食品ロスの約半分は一般家庭から、632万トンの食品のロスのうち302万トンは一般家庭からのものです。日本人一人当たりの食品ロス量を試算するとお茶碗約1杯分、約136グラムの食べ物が毎日捨てられている計算となります。一人ひとりがもったいないを意識して、日ごろの生活を見直すことが重要です。

食品の期限表示は、消費期限と賞味期限の2種類があり、いずれも開封していない状態で表示されている保存方法で保存した場合の期限が表示されています。消費期限は食べても安全な期限、賞味期限はおいしく食べることができる期限です。賞味期限は過ぎても、すぐに廃棄せずに自分で食べられるかどうかを判断することも大切です。必要な食品を必要なときに必要な量だけ購入しましょう。食べ切れなかった場合は、他の料理に作り変えるなど献立や調理方法を工夫しましょう。食品関連事業者も過剰在庫や返品等によって発生する食品ロスの削減に向けて出しています。消費者の皆様も食品ロスの削減に向けてご協力をお願いしますとあります。旭市としても市の広報等で徹底できないか質問いたします。

2点目、住宅用太陽光発電の補助金について質問いたします。

(1) 補助金の増額はできないか。平成29年度予算は住宅用省エネルギー設備設置助成事業365万円とありますが、そのうち幾ら太陽光発電に予算として組んでいるのでしょうか。

1件当たり上限10万円と聞いておりますが、補助金の増額ができないか質問いたします。

3点目、出産祝金・入学祝金について質問いたします。

(1) 入学祝金の支給を3月までに支給できないか質問いたします。入学祝金について、平成24年3月31日までに出産し、出産祝金の支給を受けた者であって対象児童が小学校へ入学する際に入学祝金を支給とあります。4月に支給するのでしょうか。もし4月ならば3月に早めることはできないでしょうか、質問いたします。入学のために支度金が必要ではないかと思います。

4点目、助け合い支え合う地域づくりについて質問いたします。

(1) サポーターの養成について。子ども、高齢者、障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともにつくり、高め合うことができる地域共生社会を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。

野田市では、認知症の市民やその家族が安心して暮らせるまちづくりに向け、認知症サポ

ーター養成講座が開かれ、6年生児童104人が参加したとあります。講座は認知症への社会の理解を深め、支援の輪を広げる目的で全国的に実施されております。都道府県主催の講習会を受けたキャラバン・メイトが講師となり、認知症の基礎知識を教える。認知症の症状や接し方の基本を紹介。思いやりと優しい言葉で認知症の人の不安な気持ちを和らげることが大切と呼びかけた。参加した小学生は、接し方次第で症状が和らぐことに驚いた。認知症の人を見かけたら優しく接したいと話している。昨年12月には市職員1,000人も講座を受けた。今後、小学校や社会福祉協議会などの団体に協力を呼びかけ、サポーター養成講座の取り組みを推進していくとあります。

旭市としても何らかの形で地域に貢献できるサポーターを養成することはできないでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 伊藤房代議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうから大きな2番目の住宅用太陽光発電の補助金について、補助金の増額はできないかということでお答えをしたいと思います。

旭市では、近隣市や県に先駆けて平成22年から一般家庭での太陽光発電設置費の補助を行っております。上限額は10万円としておりますが、県は平成29年度の補助要綱の改正で補助対象枠を大幅に縮小する方向で今いるところであります。そんな中で旭市においては、太陽光発電の普及促進をこれからも図っていこう、そのために補助対象枠を現状のまま変更することなく引き続き10万円を限度額でありますけれども補助してまいりたいと、そのように考えております。1件当たりの補助上限額は増額とはなりません、県が補助できない対象者を市独自で補助していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは私のほうからは、1項目め~~目~~の食品ロス削減について

（1）の賞味期限を正しく理解するよう徹底できないか、これにつきましては広報紙等で周知できないかの質問にお答えします。

近年、加工食品や調理済み食品を利用することが多くなり、生鮮食品を家庭で調理して食

べることが少なくなりました。一般的にはスナック菓子、即席麺類、缶詰など品質の劣化が比較的穏やかな食品につきましては、賞味期限と表示されております。賞味期限につきましては、期限を過ぎても消費者の責任において消費することが可能な場合があります。期限を過ぎたら消費することが危険な消費期限と混同する消費者も多くあり、市としましてはその違いを周知することは食品ロスの削減に効果があるものと考えております。

市としましては、広報紙や消費生活センターが発行しますセンターだよりなどの啓発資料により、賞味期限と消費期限の違いについて分かりやすく周知したいと考えております。また、消費生活センターで行います出前講座や消費生活サポーター交流会、消費者を対象としました暮らしのセミナーなどの研修を通しまして、市民の方へ普及啓発に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 環境課長。

○環境課長（井上保巳） 私からは、2点目の住宅用太陽光発電の補助金の本年度予算のうちの太陽光発電の額についてお答えいたしたいと思います。

平成29年度の予算は、住宅用太陽光発電設備の補助金としまして300万円を計上してございます。これは住宅用省エネルギー設備設置助成事業の全体の約8割となります。

続きまして、先ほど市長の答弁もございましたけれども、もう少しご説明をしたいと思えます。

太陽光発電システムの補助金につきましては、平成22年から1キロワット当たり2万5,000円、上限額10万円を補助しております。補助金の増額ということでございますけれども、まず最初に太陽光発電設備の設置費用の推移について申し上げさせていただきたいと思えます。出力1キロワット当たりで平成23年当時は約50万円でしたが、今年度では約38万円程度と年々低下してきているところでもありまして、相対的な補助額としては増加しているものと考えております。

また、本年度は上限の10万円に対しまして県の補助金7万円を充当しておりますけれども、千葉県では平成29年度に住宅用省エネルギー設備等補助金要綱を改正しますけれども、補助の要件としまして既に建築工事が完了している住宅への設置であること、つまり住宅新築と同時の太陽光発電の設置は補助の対象外となってしまいます。さらに、太陽光発電設備と併設して蓄電池またはHEMS、これらを設置することが加えられております。

このように補助対象枠を大幅に縮小する中、補助額の上限を7万円から9万円へと変更す

ると伺っております。この県の改正要綱によりますと、たとえ補助上限額が増額したとしても補助に該当するものは大幅に減少することが考えられますので、市としましては県補助対象から除外される新築住宅につきましても、これまでと同様に引き続き補助対象とするものでございます。それと同時に、年々設備の最大出力が大きくなっております。平成28年度は平均5.4キロワットでございました。そのため平成29年度からは補助対象として1キロワット当たりを2万円、最大出力5キロワットまで補助することとして、上限につきましてはこれまでどおり10万円としてまいります。

多くの太陽光発電の設置者に補助することで地球温暖化の防止等に貢献をしていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） それでは3番目、出産祝金・入学祝金について、入学祝金の支給時期を3月に早めることができないかというご質問に対してお答えいたします。

入学祝金のご質問のとおり、平成24年3月31日までに出生し、出産祝金の対象となったお子さんが小学校に入学した際に祝金を支給するものです。実際に小学校に入学した4月1日の時点で旭市に住所があるかなど、幾つかの要件を確認させていただく必要がございますので3月中にお支払いするということはできません。

3月中とはいきませんがなるべく早くお支払いできるように、該当される方には既に申請手続きのご案内をしております。3月中に申請書をお預かりし、4月1日にはすぐに住民票などの確認事務に入る予定でございます。迅速に業務を進め少しでも早く支給できるように努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 高齢者福祉課からは、大きな4番の助け合い支え合う地域づくりについてお答えいたします。

初めに、野田市におけるサポーターの情報提供、誠にありがとうございます。旭市でも現在認知症高齢者等に優しい地域づくりに取り組むことを目的に、厚生労働省が推進する認知症サポーターの養成には力を入れておりまして、これまでに2,091人のサポーターが誕生しております。

なお、サポーターになられた方々を分類いたしますと、民生委員や保健推進員、金融機関や郵便局の職員、市内の小・中学生等多岐にわたっており、これからも広報等を通じてサポ

ーターがますます増えるように努めてまいります。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 一般質問は途中ですが、午後3時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時13分

再開 午後 3時25分

○議長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、伊藤房代議員の一般質問を行います。

伊藤房代議員。

○13番（伊藤房代） それでは、1点目の食品ロス削減についての再質問をさせていただきます。

旭市においても、学校や幼稚園、保育所など教育施設における学校給食や食育、環境教育などを通して食品ロス削減のための啓発を進めるべきであると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） 学校給食にかかりましては、3年ほど前から残菜率というものに注目しまして、給食で提供したものがどれだけ返ってくるかということを毎日全て計量しております。各学校に残菜率を下げようというような投げかけ等々しまして、あるいは各学級にポスター等を掲示しまして、この3年間取り組んでまいりましたが、おかげさまで4%から5%ぐらい残菜率が下がったというような実績がございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） 保育所におきましては、保育士が食事の提供に当たり、その都度なるべく食べ残しのないようという事で指導しております。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤房代議員。

○13番（伊藤房代） それでは、3回目の質問をさせていただきます。

先進的な自治体ではさまざまな食品ロス対策が行われてきております。長野県松本市では、

宴会の食べ残しを減らすため乾杯後の30分と終了前10分は自席で食事を楽しむ30・10運動を進めています。旭市でもぜひ参考にしてはと思いますがいかがでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤房代議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） それでは、環境課のほうからお答えします。

確かに食品ロスということで、私どものほうで少ない資源を大事にするという考えもございます。またごみの量を減らすということもございますので、ただいま議員おっしゃられたように、宴会の、私ずっと座っていてもいいんですけれども、そのようなことで食品ロスということに取り組んでいきたいと考えております。どうぞよろしくお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤房代議員。

○13番（伊藤房代） ありがとうございます。

消費者に対する普及啓発として広報等で周知するとともに、啓発用チラシを作成して全戸配布し、また食品ロス削減シンポジウムなどをぜひ開催してはと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤房代議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 先ほどもお答えしましたように、消費生活センターのほうではいろんな配布物がございます。そのような中で賞味期限と消費期限の違いについて十分分かりやすく説明をしながら、食品ロスをなくすように努めていきたいと思ひます。

また、消費生活出前講座というものがございまして、そちらにも何件か出向いて講座をしておりますので、そのような中でも食品ロスについて対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤房代議員。

○13番（伊藤房代） それでは、2点目の住宅用太陽光発電の補助金について再質問させていただきます。

平成28年度の予算は、住宅用省エネルギー設備設置助成事業1,040万円でしたが、29年度予算は住宅用省エネルギー設備設置助成事業365万円とあります。675万円減額になった、その理由は先ほどお伺いいたしました。

それで、現在何件の希望者がいるのでしょうか。また今年度何件ぐらい予定をしているのか、お伺いいたします。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） 28年度の実施予定としましては54件ほどございました。実は来年度
の予算が少し少ないということでございまして、これにつきましては予算策定の際に県の要
綱等がまだ定まらないということもございました。ということで、ちょっとここ数年、実際
の数も多少減っているという状況もございましたので、当初としては多少少な目というこ
とで予定をさせてもらったところでございます。

現在今相談に来ているということは、数はちょっと今把握してございせんけれども、新
年度の要綱等の問い合わせ等はございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤房代議員。

○13番（伊藤房代） ありがとうございます。住宅用太陽光発電システム設置に補助金がも
っと増額になればということで、先ほどこっと厳しいということでもありますけれども、当
初1キロワット当たり50万円だったものが現在だと38万円ですとできるということではあり
ますが、まだまだ高額でありますので、市としても予算をつけていただいて、しっかりと太陽光発電
システムの普及に力を入れていただければと思います。その辺、補助金の増額、再度いかが
でしょうか、市長。お伺いいたします。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤房代議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 29年度は、先ほども述べましたように、県の補助がなくなるというよう
な部分は市で単独にやろうということで、それでも300万円ぐらいの太陽光への補助金とい
うことでありますので、昨年からはだいぶ下回ってしまったわけであります。

住民の要望といいましょうか、そういった申し込みが多ければ、やはり補正予算でも対応
していきたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤房代議員。

○13番（伊藤房代） ありがとうございます。300万円では30件で54件、28年度からを思う
とかなり、恐らくこれから少なく、予算が足りないのではないかとということで、ぜひ補正の
ほうをお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（佐久間茂樹） 答弁いいですか。

○13番（伊藤房代） はい。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤房代議員。

○13番（伊藤房代） 次に、3点目の出産祝金・入学祝金について再質問させていただきます。

入学するのにランドセルや学用品等たくさん用意するものがあるので、3月までに入学祝金がいただけると本当にありがたいとお母さんたちが話されております。ぜひ検討していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） 先ほど申し上げましたように、4月1日に入学した時点で幾つか要件を確認させていただくということがございますので、いろいろ支度にお金がかかるというのは十分承知しておりますけれども、4月1日の時点で幾つか要件を確認させていただくということで支払いは4月になってしまうと。

繰り返しになりますが、確認作業のほうを迅速に進めて、1日でも早く振り込みできるように努めてまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤房代議員。

○13番（伊藤房代） よろしく願いいたします。

次に、4点目の再質問をさせていただきます。助け合い支え合う地域づくりについて質問いたします。

昨年12月に野田市では職員1,000人、講座を受けたとありますが、旭市では職員は何名ぐらい講座を受けているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 講座の受講者であります。今のところ、私を含めまして41人となっております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤房代議員。

○13番（伊藤房代） ありがとうございます。

それでは3回目の質問をさせていただきます。

29年度は認知症サポーターとして新たに養成しようとしている方はどのような方を、また何名ぐらい予定しているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤房代議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 29年度に養成講座を新たに受講いただく人数ですが、全体で250人程度を予定しております。対象者は新たに民生委員になられた方や新たに保健推進員になられた方、そして公募により一般市民や企業の方々などを予定しております。

なお、これを機会に小・中学校や市の職員などにも講座の受講を呼びかけていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤房代議員。

○13番（伊藤房代） ありがとうございます。これから少子高齢化社会がますます進む中、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できるよう、市が一体となって助け合っていかれたらと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

◇ 高 橋 秀 典

○議長（佐久間茂樹） 続いて、高橋秀典議員、ご登壇願います。

（2番 高橋秀典 登壇）

○2番（高橋秀典） 議席番号2番、高橋秀典であります。平成29年第1回定例会におきまして一般質問の機会をいただきましたことを心より感謝申し上げます。

庁舎建設位置の決定により、今後は公共施設のあり方をはじめとした行政サービスのあり方、まちづくりの方向性が問われる旭市にとって大きな転換点を迎えたと思います。生まれたことを誇りに思えるふるさと旭を次世代にしっかりとつなぐためにも、今の私たちに課せられた責任は重大であります。ここからは来るべき社会がどのようなものになるのかを知恵を出し合い、想定した上で今のうちに打つべき手、打てる手を打たねばならないと思う次第であります。

そのような思いに立ち、一般質問を行わせていただきます。

まず、公共交通について伺います。

超高齢化社会の到来に伴い、地域に密着した公共交通の今後が問われています。現在多くの高齢者の方々がマイカーを移動手段としております。このことは同時に、将来的にそれだ

け多くの方が移動困難となる可能性をはらんでいるとも言えます。一方では、自動車の技術革新も進み、高齢者ドライバーの安全性の確保も進むとは思いますが、しかしながら、自治体の責務として市民の移動手段の確保は重要であると考えます。

経済的な観点からも、人の移動が少なくなればそれだけ市内の消費活動も鈍ることとなります。したがって、将来的に地域に密着した公共交通、地域の特性を反映した公共交通により移動の自由を市民が等しく享受できる体制、特に高齢者の社会参加を支えることが必要であると考えます。

まずは、来るべき超高齢化社会に向けた地域公共交通のあるべき姿について市ではどのように考えているのか、お伺いいたします。

次に、公共施設についてお伺いします。

旭市公共施設等総合管理計画が策定され、今後の人口動向や財政状況を基に、今後の公共施設のありようについて方針が示されました。今後は施設類型ごとに個別の計画を策定することと思いますが、他の自治体からは総論としての面積削減には賛成だが、各論の各施設の統合あるいは削減の段階では非常に難航しているとの声も聞こえてきます。

その中で、生涯学習施設の今後についてお伺いします。

まず、市内各施設の今後の更新整備予定がどのようなになっているのか、お伺いします。

また特に市立図書館については、耐震化の予定もなく、空調の補修等もない状況であり、今後はなくなってしまうのではないかという不安の声も耳にします。今後の存続についてどのように考えているのか、お伺いします。

次に、新庁舎建設についてお伺いします。

せんだつての議会全員協議会において、旭市新庁舎建設基本計画が示されました。また昨年12月議会における一般質問の際には、どの計画についてもその策定においては議会との十分な議論のプロセスを経るといった答弁もいただいております。

そこで、まず基本計画についてお伺いしますが、この計画書中には文末が「計画します」といった文章と「検討します」といった文章とが使い分けられております。この意味と、特に検討事項とされた項目について今後どのように進めていくのか、お伺いします。

次に、市民利用スペースについてお伺いします。

基本計画では、基本方針のトップに市民に開かれた庁舎を掲げております。その中で市民に親しまれる施設の設置を行うとありますが、現時点でどのようなものを考えているのか、お伺いします。

質問は以上であります。再質問は自席にて行わせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは、公共交通についてということで、来るべき超高齢化社会に対して地域公共交通はどうあるべきかというご質問です。

旭市にとっての地域公共交通は、高齢者や学生などのいわゆる交通弱者などの方々の移動手段を確保することが最も大切なことであると思います。今後、少子高齢化が進展する中でさらなる交通弱者の増加が見込まれることや買い物難民、昨今の高齢者の運転事故等の社会問題に対峙するため、地域公共交通の果たすべき役割は、議員おっしゃるとおりこれまで以上に重要なものと考えております。

これらの新たな課題に対応できる公共交通があるべき姿と考えております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） それでは、私のほうからは大きな2項目めの公共施設についての（1）と（2）についてご回答申し上げます。

初めに、生涯学習施設の更新、整備予定についてのご質問であります。

公共施設の活用方針の中では、一部の施設は廃止の方針とされている施設もありますが、具体的には公共施設等総合管理計画の策定を受けまして、平成29年度から施設ごとの個別計画を作成してまいりますので、その中で施設の再編等も含めて検討してまいりたいと考えております。

次に、（2）の市立図書館の今後についてということでございます。図書館がなくなってしまう、あるいは今後の存続についてというようなご質問であります。

図書館につきましては、生涯学習活動の中心となる施設でありますので、市にとって必要な施設であると認識しております。現在の施設は老朽化により廃止する予定ですが、市民の皆様にご迷惑がかからないように図書館機能の存続と拡充について前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、3番目の新庁舎建設につきまして、最初に（1）基本計

画の中での記述の件であります。

確かに「計画する」とそれから「検討する」、そういう使い分けがされております。例えば正面玄関の近くに総合案内所の設置を計画しますというような記述があります。これはそのまま設置する方向であるというようなことを示しております。逆に、例えばエネルギーの関係なんかで、再生可能な建設材料の採用という項目では、より少ない環境負荷で製造・使用、または人に優しい材料を検討しますというような記述がございます。これは庁舎のどこに使用したら効率がよいのか、あるいは経費の面でどの程度かかるものなのか、その辺のさなる十分な協議が必要ということで検討するという記述を用いております。

これらは全般の中で同じような形で考えているところであります。

この検討につきましては、平成29年度に予定する基本設計段階において、実際に実施できるのかどうか、そこの判断をしていくことになると思います。

続きまして、市民利用スペースということで、開かれた庁舎、どのようなものを考えているかということでございました。

もちろん市民に分かりやすい効率的なサービスができるよう窓口を設置していくことはもちろんでございます。特に市民利用スペースにつきましては、市民が気軽に利用できるように、待合スペースとともに、展示会や税の申告相談、選挙の期日前投票など多目的に利用できる広くゆとりのあるいわゆるオープンスペース、これを市民ロビーの設置という形で計画しておりまして、それと休憩・飲食のできるスペースなどの設置についても併せて検討していきたいと考えておるところでございます。

また、新庁舎の建設予定地は、公園と防災機能を兼ね備えた旭文化の杜公園内の一部ということもございます。これら機能との一体的な利用を考慮しながら、庁舎及び公園の利用者に利用しやすい配置等を計画しているという状況でございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） それでは再質問させていただきます。

まず、公共交通についてであります。方針としては理解いたしました。

平成27年第3回定例会におきましてデマンド交通の導入についてお伺いさせていただきました。その際ですが、市内の事業者に与える影響や運営経費、コミュニティバスとの役割分担などについて慎重な検討が必要であり、導入に当たっては研究をしつつ検討すると、そういった旨の答弁をいただいております。

あれから時間もたちましたので、その後、デマンド交通の研究、導入検討についてどこまで進んでいるのか、想定される導入形態やメリット、デメリット、業者への影響も含めて伺いしたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） オンデマンド交通についての検討状況というご質問でございます。メリット、デメリット、業者への影響等も含めてということですので回答したいと思います。

現在までに関東運輸局の開催する公共交通の勉強会に参加、それから先行導入自治体の状況等の研究をしてまいりました。そして、昨年８月に行った旭市地域公共交通会議でオンデマンド交通についての情報の提供を行いまして、本市の抱える課題であるコミュニティバスの運賃の問題、それから市内に存在する交通空白地域の解消なども含め、公共交通の全体的な見直しが必要であるとの認識を共有したところでございます。

オンデマンド交通は、広域なニーズに応じることが可能になることでコミュニティバスより広い交通空白地域への対応が可能になることや、自宅と目的地との間を直接結ぶドア・ツー・ドアに近いサービスを提供できるといったようなメリットがございます。

一方で、財政負担の増大ですとか輸送力の低下により、希望の時間に利用できない可能性がある、あるいは民間事業者、これはバスですとかタクシー事業者ですが、との競合をしないようバランスをとるなどの課題、デメリットがあります。

こうしたメリット、デメリットを勘案しながら、コミュニティバスだけ、オンデマンド交通だけというような個別で考えるのではなく、さまざまな交通モードを組み合わせることにより旭市民の移動ニーズに適した交通手段の詳細な検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○２番（高橋秀典） デマンドという場合とオンデマンドという場合があるみたいですが、オンデマンドで統一していきたいと思いますが、このオンデマンドのシステムの応用によっては、市民の足としてはもちろんですが、観光客、道の駅や刑部岬、幽学記念館等市内の各地への移動手段としての利用という点も対応も可能なのではないかなというふうに思うのですが、さらなる研究と導入検討をお願いしたいと思います。

いずれにしても、以前一般質問でも申し上げましたけれども、決まったルートで走る以上、コミュニティバス、これに全ての移動ニーズに完璧に対応させるというのは不可能であると、そのように思います。また、買い物難民対策としてバス停を特定の大型商業施設に置くと、こういう考え方もあると思いますけれども、公平性の観点からもこれも難しいのかなというのがあります。

したがって、今後の公共交通については、ニーズに合わせて複合的に考えていく必要が、おっしゃるとおり、あるのかなと思います。

また、その際にですが、もう一つの方法として高齢者へのタクシーチケットの配布、これを行っている自治体もあるようであります。南房総市を例に挙げますと、運転免許の返納者のうち福祉タクシー利用者でない65歳以上の市民に、高齢者外出支援タクシー利用助成券ということで、これは1回の利用につき670円分のチケットを、30枚を上限として交付しているようであります。

こちらですと、オンデマンドのシステム用に無線等の施設整備ですとか車両購入といったそういった必要がない分、導入のハードルも低いのではないかなと。またタクシー業界の活性化を通しての経済効果といったものも見込めるのではないかとも思います。こうしたものについて検討はいかがかと思えますけれども、見解をお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） タクシーチケットの導入についてということでございます。

タクシーチケットの場合には既存の交通モードを利用できるということで、手軽に導入ができる利点があります。当市におきましては、今ご質問の中で福祉タクシーを除きということで発言がありましたが、旭市福祉タクシー利用助成事業、それと外出支援サービス事業というのを行っております。いずれにしても対象者を限定して行っている事業ということになりますので、例えば65歳以上の交通弱者ですとか、75歳以上の交通弱者全員にというような対象を広げるという事業ではもちろんありません。これを対象者の範囲を拡大した場合、ケースによっては著しく多額の財政負担が必要になってくるということがあります。

このことから、交通空白地域在住者や年齢などで対象を限定したり、助成額を低く抑えたりしなければならなくなるといったようなデメリットが予想されます。

オンデマンド交通と比べ、通常のタクシーを利用する場合ですが、原則的に乗り合い比率が低くなります。1人にかかる輸送コストが大きくなり、費用対効果が低くなるなどのデメ

リットも考えられます。

これらのことから、タクシーチケットの導入に当たっては、かなりの工夫が必要であるかなど、今のところそういう認識であります。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） そうしましたら、今後また開かれるでありましょう地域公共交通会議のほうでも十分ご検討いただいて、旭市の事情に一番何が、どういう形が合うのかということ、ぜひこれは未来の旭市をどのようなものにするかということにもかかわってくると思います。今後の公共交通のビジョンを早急に描いていただいて、地域社会の来るべき変化に対応していただきたいと思えますけれども、今後のそうした策定に当たってのスケジュールについて伺います。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） スケジュールということにお答えさせていただきます。

先ほど説明させていただきましたとおり、現在抱えている課題等も含めた地域公共交通の全体的な見直しを行うために、議案質疑等でもありました平成29年度中に地域公共交通のマスタープランとなる計画である地域公共交通網形成計画を策定します。計画の策定に当たっては、市民アンケートなどによるニーズ調査等を行い、定量的なデータを用いて、旭市にとって望ましい公共交通体系を検討します。

また、地域公共交通網形成計画の策定後ですが、各路線の運行経路、停留所、運行回数や運賃体系等、具体的な運行内容を定めるための実行計画である地域公共交通再編実施計画の策定を行い、公共交通の再編を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 幾つかの段階を踏まえた上で旭市の今後の地域の公共交通についてビジョンが描かれるということで、それを待たせていただきたいなと思います。

続きまして、次の公共施設について伺います。

先ほどの生涯学習課長のご答弁の中で、個別具体的な施設名は避けられた形でお伺いしますが、確かに個別の計画というのはこれからだとは思いますが、

ただ、これまでお示しいただきました白書及び総合管理計画ですか、そちらによりますと、

具体的に廃止になるという文言が3施設については出ております。具体的に申し上げますと、干潟公民館、市民会館、また青年の家であります、こちらの白書によりますと、年平均の利用者数、こちらを見ますと、干潟公民館については1万3,582人、市民会館、これは図書館を除いてです、1万5,822人、青年の家、これも体育館部分を除いて1万3,502人であります。

そうしますと、旭市内の生涯学習施設10施設ありますが、その合計、年17万4,178人、このうち廃止が検討となっております3施設の利用者が24.6%ということになりました。そうしますと、利用者の約4割がともすると活動場所を失うかもしれないということでもあります。これらの施設の廃止による生涯学習活動への影響といったものをどのように考えているのか、お伺いします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） 生涯学習施設の廃止による影響というご質問でございます。

議員おっしゃるとおり、廃止が検討されております3施設の利用者数は、公民館などの類似施設を含めた全10施設の利用者数の合計の24.6%となっております。

そのような中で市民会館や青年の家につきましては、将来的には現在の施設は取り壊しの方向で考えております。しかしながら、建設などの施設整備を行う場合でも利用者にご不便をかけないように、類似のスポーツ施設なども含めた活動場所について研究、検討するとともに、早期に周知を図り、最小限の影響に抑えるよう努力していきたいと考えております。

また、干潟公民館につきましても、現在の施設は取り壊しの方向で考えておりますが、公民館機能は干潟支所への移転を検討しているところであります。

以上であります。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 一つ訂正いたします。利用者の約4割と言いましたが、算数間違えました。4分の1ですね、24.6%です。

私は今から生涯学習の重要性についてということは言うまでもないですけども、改正教育基本法の第3条には、国民一人ひとりが自己の人格を磨き豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたってあらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことができる社会の実現が図られなければならないとあります。そして生涯学習社会の実現に努めることが規定されているわけではありますが、また世代を問わず、

市民が活発に生涯学習に参加するということはまちの元気、活性化につながることでありとも思います。

そうしたときに、これは特に旧旭地域においては、人口に比べて生涯学習施設がかなり少なくなるということになります。以前一般質問で、ユートピアや海上公民館の利用をというような答弁もありました。しかしながら、青少年や高齢者などの利用者の中にはこれが活動の存続にかかわるようなケースもあるようです。具体的には、ボーイスカウトですとかガールスカウトですとか、そういったところが旭については青年の家をメインの活動場所としているという現状もあります。活動場所がなくなれば活動も終わりかなと、そういった声も聞かれるのが実際であります。こうした地域間のバランスについてどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） 初めに、生涯学習の重要性につきましては、心の豊かさを重視するライフスタイルの変化や長寿社会の到来などによりまして、自由時間の増加を背景に市民の多様な生涯学習への意欲が高まっているというふうに認識をしております。また、人口に比して施設が少なくなるということでございますけれども、それと同時に活動の存続にかかわるのではないかとというようなご質問です。先ほども申し上げましたとおり、施設の再整備に当たっては、利用者にご不便をおかけしないよう、また活動に影響のないように、活動場所について研究、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それと、地域間バランスということでございますけれども、このことにつきましては、公共施設等総合管理計画の中で示されております市全体の施設の最適配置の実現に向けた検討を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上であります。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 私、単にこれらの施設の更新や再整備を求めているというわけではありません。施設の削減による財政のシェイプアップ、これは絶対に必要なことではあります。ただ、これによって市民の活力まで削ってしまつては、これは元も子もない話であります。

活動の存続を考えているという団体の中には、青少年の健全育成にかかわるようなそういった団体もあります。白書や総合管理計画の中で、今現在使っている施設が廃止の検討にな

っているということを知らなかったという声もありました。これについては、利用者との早急な話し合い、対話の機会というのが必要だと思いますが、その点についていかがでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） ただいまのご質問でありますけれども、今後の施設整備につきましては市民の活力の低下につながらないように、また団体活動に影響のないように適切に利用者への周知を行うとともに、市民の意見を伺いながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 私は、今この現時点でもうヒアリングですとか具体的に今後の活動についてということを諸団体と話す時期が来ているのではないかと、そのように思います。

施設面積を削減しながらも市民の活動は活発にすると。これ矛盾しているようではありますけれども、ここにこそ答え、回答を出していかなければならないと、そういう時代なのかなというふうに思います。

誰もがいつまでも学び続けることができる生涯学習社会実現の上で当市が立ち遅れるということがないように、今後のまちづくりにおいて生涯学習の推進には力を入れていただきたいと、これはお願いいたします。

続きまして、市立図書館の今後についてということであります。

存続ということでよろしいのかと思いますけれども、今後の図書館の存続、ありようについてはどこでどのように検討されていくのか、お伺いします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） 今後図書館はどこでどのように検討していくのかというようなご質問でございます。

図書館につきましては、生涯学習活動の中心となる施設でありますので、市民の皆様に満足いただけるような内容とするため、検討委員会などを立ち上げて検討していきたいと考えております。

また、その中で公共施設等総合管理計画に基づき、図書館施設や生涯学習施設の個別の計画あるいは基本計画などについて検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 検討委員会の設置ということで、市立図書館は存続するということであれば、先ほどの生涯学習施設の問題と併せて考えたときに、現行の市民会館のように図書館、生涯学習施設の複合施設というか、そういったものの可能性についてはどうお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） 複合施設についての可能性というようなご質問であります。

図書館と公民館などの生涯学習施設は同等の機能あるいは特色を持つ部分が多くございます。そのため、利便性や管理面などを考慮しますと複合施設のほうが合理的であるというふうに考えております。

また、関係機関や学校図書館などとの連携・協力体制なども考えますと複合施設のほうが有利であると考えておりますが、それぞれが独立した施設の整備につきましても視野に入れて検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） では、存続ということが聞けましたので、今後よろしく願いいたします。

次に、新庁舎建設について再質問をさせていただきます。

まず、事業手法についてですが、基本設計及び実施設計は一括してプロポーザル方式で、施工者については一般競争入札方式でということで計画書のほうではあると思いますが、もおおよそこれでいくということなんでしょうが、その方式選定の理由についてお伺いします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 事業手法のお尋ねでございました。

まず、本計画の案の中で設計者の選定手法を技術提案方式、いわゆるプロポーザルとしている理由でございますが、民意の反映が比較的容易で十分な検討を重ねることができる点、また多くの自治体において採用されており、国においても質の高い建築設計の実現を目指し

て推奨していることを踏まえ、プロポーザル方式を基本に検討していきたいと、そのように考えたものでございます。

プロポーザルで設計者を選定するに当たりましては、設計者の技術力、経験、設計に対する考え方などを設計者から提案していただきまして、その中で市にとって最も有利な提案をした者を落札者とする選定方式になるのかなということでございます。

次に、施工者の選定手法を一般競争入札としている理由でございますが、庁舎建設が一般的に民間ノウハウを活用する機会が少ないこと、これはまず国の基準というものもございまして、仕様の設計自由度があまり高いとは言えない面もあるということがございます。また、合併特例債の活用を前提としているため制約や期限がある点、これらを考慮し、一般競争入札方式を基本に検討していきたいと考えているところであります。

まずは、標準的な材料や工法を基本に設計者が設計図書等を作成いたしまして、これに基づき一般競争入札で施工者を選定していきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） これまで委員会等で何か所か他市の新庁舎を視察させていただきました。その中で事例としてですが、基本計画に盛り込まれていたものが、これは設計の段階の調整といいますか予算の関係もあってか、結果として中途半端で使いにくいスペースが無駄に生まれてしまったですとか、あるいはデザイン重視で全面ガラス張りにしたところ、使ってみたら暑くて冷房費ははね上がってしまったと、そのような事例もあります。ですので、基本設計に当たっては十二分な、先ほど民意の反映とおっしゃいましたけれども、協議を行うべきであると思います。

その上で、これ何度か伺っている質問であります。基本計画が示された今、改めて伺います。利用者であります市民の視点に立った庁舎の設計をお願いしたいわけですが、市民の声をどのように反映させるのか、手法について伺います。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） まず、今基本計画の案につきましても市民からの意見をいただくということがございまして、現在市民意見の募集を実施しております。これは3月1日から3月17日まで。まず、これらの意見を踏まえて基本計画を固めていきたいと考えております。

この基本計画を基に、より具体的な計画となる基本・実施設計の業務を平成29年度から着

手いたしまして、設計業務の進め方につきましては、新庁舎の建設市民会議をはじめとしまして、議会、市民の皆様、ある段階、段階で資料の公表、それから説明会、例えば市民に対しては秋に地区懇談会が毎年実施されておりますので、そのころになれば示せるものが出てくるのかなということもありますので、その辺の活用をにらみながら合意形成が図られるように進めていきたいと考えております。

あと、庁舎のデザインの関係であります。建物や内装につきましては、シンプルで機能的なデザインの庁舎を計画したいと考えておるところでございますが、市民が集い、にぎわう場でもあるわけでございますので、時代の変化への柔軟な対応ができるデザインそれから設計に配慮しながら、住みたくなる、そのまちらしい魅力ある庁舎を必要として考えておるところでございます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ぜひよろしくお願いいたします。

関連する事柄としてですが、前回の一般質問で庁舎移転に伴って同時に必要な改革を進めるべきではないかということで申し上げさせていただきました。その上で、その中に入る実際の組織の改編については具体的に考えていらっしゃるのか、お伺いします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 組織の改編でございます。

この計画の案の中でも業務と施設の一体性を考慮いたしまして、水道課と下水道課につきましては現有施設への配慮というものもございますので、そのままできれば外部にということで計画しております。それ以外の部署につきましては、新庁舎へ配置するものとして示しておるところでございます。

本市の行政組織でございますが、合併以来、多様な行政需要に応じて適宜見直しを行って現在に至っている状況がございます。今後もその行政需要に応じて組織の見直しを行っていく予定でございますが、新庁舎移転時は組織再編の一つの大きなタイミングであると思います。

まずは、新庁舎移転時において本市にとってどのような行政組織がふさわしいのか、そのあり方について現在内部でも検討しているところでございます。

また、組織に限らず事務分掌等の見直し、それから検討も行っておりまして、新庁舎移転時を待たずに、できるところから順次先行して進めることも考えているということでござい

ます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 移転に先立ってさまざまな見直しをかけていくということでお伺いしました。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次の市民利用スペースについてであります、1点だけお伺いします。

先ほど市民活動の場を確保していただきたいという生涯活動のほうですけれどもありました。市民が各種活動の場として使用できるような、そういった会議室のようなものの設置というのは新庁舎の中には考えられるのか、それだけお伺いします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 現在の基本計画の案の中では、活発な市民の交流を促進する庁舎としたいという方針がございます。市民や公共的な団体、いわゆるボランティア団体だったりとか婦人会であったりとか、そういったものが集会等で使えるような、そういったスペースもしくは会議室のようなものを考えているところであります。

また、多くの来庁者に情報を提供できるように、分かりやすく見えやすい位置に市政情報や地域の歴史、文化などをPRできるスペース、また掲示板の設置を計画いたしまして、公衆無線LANの環境整備も検討しながら交流機能を充実させていきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 今後恐らくは半世紀にわたって市の象徴としてあり続ける新庁舎でありますので、どうか市民の皆さんはもちろんでありますが、市民の代表である議会との意思疎通また相互理解の上で、後世の市民にも喜んでいただけるようなすばらしいものとなるようお願いいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了いたしました。

○議長（佐久間茂樹） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は17日定刻より開会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時15分